

島田市新型コロナウイルス感染症対応 総合検証レポート【公表版】



島 田 市

令和5年8月22日

総合検証レポート【公表版】のご利用にあたって

- ◆ 本検証レポートの全体構成は、目次のとおりとなっています。市のコロナ対応の全体をおおまかに把握したい場合は、「第1章 新型コロナウイルス感染症対応の全般概要」を読んで頂くと理解しやすくなります。
より具体的に知りたい場合は、「第2章 感染拡大各段階における対応」に読み進めてください。
- ◆ 本検証レポートの結論部分である、次の大規模感染症対応に向けた教訓と課題を知りたい場合は、「第4章 次なる大規模感染症に備えての教訓と課題、取組の手掛かり」を読んで頂くと理解できます。
- ◆ 文章としての記述内容を補足するために、図表や写真を挿入しています。これだけを流し読みして頂いても、おおまかに理解できます。
- ◆ 短時間で全体像を知りたい場合は、島田市新型コロナウイルス感染症対応総合検証レポート【要約版】をご覧ください。写真を主体に作成しており、イメージとして理解し易くなっています。
- ◆ 市のコロナ対応の具体的事項については、市HPのコロナ対応の関係箇所（古いデータは削除されている場合があります）をご覧ください。
また市HPの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に関する掲載箇所に当該事業の実績と評価について各年度ごとに掲載されていますので参照してください。

目 次

はじめに		P1
第1章 新型コロナ ウイルス 感染症 対応の全 般概要	第1 コロナ対応以前の大規模感染症への備え	P2
	第2 コロナ対応の全般推移	P2～P4
	第3 市の感染対策の概要 (1) 対応体制 (2) 対応方針全般 (3) 情報収集等 (4) 情報提供・市民相談対応 (5) 感染予防・まん延防止対策 (6) 緊急事態措置・まん延防止等重点措置適用に伴う対応 (7) ワクチン接種 (8) 医療・保健衛生体制の確保	P4～P15
	第4 市民生活・社会経済活動の安定確保	P15～P17
	第5 コロナ禍での災害対応と次の大規模危機事態への備え	P18
	第6 ポストコロナ時代の新たな社会経済体制への適応	P18
～コラム（人々の声）（その1）～		P19
第2章 感染拡大 各段階に おける対 応	第1 第1段階 第1波～第3波（令和2年2月～令和3年3月） (1) 第1段階感染拡大期の特性 (2) 対応体制 (3) 対応方針 (4) 情報収集等 (5) 情報提供・市民相談対応 (6) 感染予防・まん延防止対策 (7) 緊急事態措置適用等への対応 (8) ワクチン接種 (9) 医療・保健衛生体制の確保 (10) 市民生活・社会経済活動の安定確保 (11) コロナ禍での災害対応等 (12) ポストコロナ時代の新たな社会経済体制への適応	P19～P31
	第2 第2段階 第4波～第5波（令和3年4月～9月） 小康期（令和3年10月～12月） (1) 第2段階感染拡大期の特性 (2) 対応体制	P31～P43

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 対応方針 (4) 情報収集等 (5) 情報提供・市民相談対応 (6) 感染予防・まん延防止対策 (7) まん延防止等重点措置・緊急事態措置適用への対応 (8) ワクチン接種 (9) 医療・保健衛生体制の確保 (10) 市民生活・社会経済活動の安定確保 (11) コロナ禍での災害対応等 (12) ポストコロナ時代の新たな社会経済体制への適応 	
	～コラム（人々の声）（その2）～	P44
	第3 第3段階 第6波～第8波（令和4年1月～令和5年3月） <ul style="list-style-type: none"> (1) 第3段階感染拡大期の特性 (2) 対応体制 (3) 対応方針 (4) 情報収集等 (5) 情報提供・市民相談対応 (6) 感染予防・まん延防止対策 (7) まん延防止等重点措置適用への対応 (8) ワクチン接種 (9) 医療・保健衛生体制の確保 (10) 市民生活・社会経済活動の安定確保 (11) コロナ禍での災害対応等 (12) ポストコロナ時代の新たな社会経済体制への適応 	P44～P57
	～コラム（人々の声）（その3）～	P57
第3章 感染症法 「5類」 移行後の 対応	第1 「5類」移行後の対応の概要 令和5年5月8日～7月末 <ul style="list-style-type: none"> (1) 「5類」移行後の感染状況の特性 (2) 「5類」移行後の対応動向 	P58
	第2 「5類」移行後の対応 <ul style="list-style-type: none"> (1) 対応体制 (2) 対応方針 (3) 情報収集等 (4) 情報提供・市民相談対応 (5) 感染予防対策 	P59～P63

	(6) ワクチン接種 (7) 医療提供体制の確保 (8) 市民生活・社会経済活動の安定確保 (9) コロナ流行下での災害対応 (10) ポストコロナ時代の新たな社会経済体制への 適応	
第4章	次の大規模感染症に備えての教訓と課題、取組の手掛かり	P63~P72
	第1 市のコロナ対応の体制と対応方針の確立 第2 情報収集等 第3 情報提供・市民相談対応 第4 感染予防・まん延防止対策 第5 緊急事態措置・まん延防止等重点措置への対応 第6 ワクチン接種 第7 医療・保健衛生体制の確保 第8 市民生活・社会経済活動の安定確保 第9 コロナ禍での災害対応 第10 ポストコロナ時代の新たな社会経済体制への適 応	
第5章	国・県への提言（次の大規模感染症に備えて）	P72~P75
	第1 国への提言 第2 県への提言	
おわりに	～総合検証レポートの有効活用について～	P75
編集後記		P76

挿入図表一覧

図表 1	市のコロナ感染状況の推移及び対応段階区分	P4
図表 2-1	コロナ対策本部編成及び各部の役割	P5
図表 2-2	感染対策連絡会編成	
図表 2-3	ワクチン接種推進本部編成	
図表 3	主要な公共施設利用状況の平年値との比較	P9
図表 4	市主催主要行事の対応状況	P12
図表 5	ワクチン接種状況の推移	P13
図表 6	市立総合医療センター入院患者数の推移	P14
図表 7	自治会アンケート結果	P17
図表 8	市のコロナ対応に係る主要事業分野	P18
図表 9	第1段階における感染動向	P20
図表 10	第2段階における感染動向	P32
図表 11	コロナ対処方針改定（令和3年10月改定）の考え方	P34
図表 12	第3段階における感染動向	P45
図表 13	「5類」移行後のコロナ感染動向	P58

はじめに



本年5月8日、新型コロナウイルスについて感染症法上の分類区分が「5類」に変更されました。

島田市では、予想される新たな大規模感染症の到来に備え、3年余りに及ぶ新型コロナウイルス感染症への対応全般について、総合的な検証を行いました。

感染症まん延初期の段階からしばらくは、正体不明で病原性も比較的高い新型コロナウイルスとの“戦い”という認識でした。

その後、ある時期からコロナウイルスとの“共存・共生”という、「ウイルスとのかきこい付き合い方」に、徐々に舵をきっていきました。

大規模感染症は、健康被害という直接的な被害のみならず、経済活動の停滞をもたらすものであることを学びました。

国・県としての統一した方針のもと、ウイルスや感染症に関する科学的知見に基づき、迅速かつ効果的な対応をしなければなりません。

また、その一方で、各保健所管内や市町ごとの実情に応じた独自の対策も必要となります。

今般のコロナ禍で得られた教訓や経験を活かして、危機管理体制を強化し、将来的に発生する感染症をパンデミックにつなげない社会を構築することが肝要です。

この検証結果を一人でも多くの市民の皆様に御理解いただき、次への備えに活かしていただきたいと思います。

令和5年8月22日

島田市長

染谷 嗣代

第1章 新型コロナウイルス感染症対応の全般概要

第1 コロナ対応以前の大規模感染症への備え

(1) 大規模感染症への対応計画

- ア およそ10年から40年周期で発生する新型インフルエンザ及び感染力や病原性の強い未知のウイルス感染症の大流行に的確に対処するため、島田市新型インフルエンザ等対策行動計画、島田市新型インフルエンザ対策対応マニュアルを策定していた。
- イ また、鳥インフルエンザウイルスの変異により人への感染のリスクがあることから島田市家畜伝染病防疫対応マニュアルを策定していた。
- ウ 致死率の高いエボラ出血熱のアフリカ地域での流行に伴い、空港の存在等を考慮し、平成27年(2015年)にエボラ出血熱に係る疑似症患者の発生への対応要領をマニュアル化した。令和元年(2019年)の再流行に伴い、WHO(世界保健機構)による緊急事態宣言が発出されたことを受け、マニュアルの改正を行った。
- エ 市役所の業務継続計画は、最も過酷な状況を想定し大規模災害対応を前提としたものになっており、大規模感染症のような物・施設・設備があって人が足りない場合の対応については触れていなかった。

(2) 情報収集・評価、警戒

- ア 毎年の季節性インフルエンザの流行状況、学校での学級閉鎖等の状況を把握し、県や県中部地域での流行の特性を把握し、庁内で情報を共有し注意喚起を行った。
- イ 季節性インフルエンザの庁内での感染、学校・保育関連施設・高齢者施設・医療機関等での感染拡大に注意を払った。
- ウ 鳥インフルエンザの発生状況を把握するとともに、鳥～豚感染、豚～人感染、人～人感染の事例発生について情報収集を行った。
- エ エボラ出血熱をはじめ、東アジアでの健康へのリスクの高い感染症の流行状況を把握するとともに、害虫等による感染症の流行について情報収集を行った。

(3) 対応ノウハウの知見獲得・人材育成

職員研修を通じて、新型インフルエンザ等の大規模感染症の特性、県中部地域での発生リスクの理解、市の対応計画・マニュアルの周知を行い、突発的な発生に冷静に対応できる体制の構築に努めた。

第2 コロナ対応の全般推移

- (1) 令和2年(2020年)1月の初めての国内感染者確認から令和5年(2023年)3月の感染拡大第8波の収束まで、8回の感染拡大の波が押し寄せた。令和5年8月現在、9回目の波が押し寄せつつある。

新型コロナウイルスが「したたか」とも言える本質的な特徴を持っていることが、コロナ禍を長引かせる要因となった。その特徴は、感染しても発症2日前から他人に感染させること、無症状の人からも他人に感染させること、変異を頻繁

に繰り返すこと、そして季節に関係なく感染拡大を起こすということである。

- (2) 令和2年(2020年)4月には初めての緊急事態宣言が発令された(当初7都府県、次いで全国に拡大)。外出自粛や飲食店等の休業が要請された。また、3月の総理大臣要請に基づく一斉休校に引き続き、再び学校の休校を余儀なくされた。

放課後児童クラブや保育関連施設も原則休業とした(一部の特例対応を除く)。

島田市の初めての感染確認は令和2年(2020年)7月であり、令和3年(2021年)4月までの間に3回の感染拡大の波が押し寄せた。新型コロナウイルス感染症の正体が解明されない段階での対応であり、試行錯誤の取組がなされた。

これまでをコロナ対応の「第1段階」とみなすこととする。

- (3) 令和3年(2021年)5月から9月末までの間に2つの感染拡大の波があった。この間の8月には、まん延防止等重点措置に引き続き2回目の緊急事態宣言が発令された。変異株であるアルファ株に引き続き、感染力がこれまでより高いデルタ株が流行して、重症者の急激な増加傾向がみられ、医療や保健衛生体制の逼迫への対応が課題となった。ワクチン接種が令和3年(2021年)5月から本格的に始まった。第5波収束後の10月から年末までは小康状態が続いた。

これまでをコロナ対応の「第2段階」とみなすこととする。

- (4) 令和4年(2022年)1月からは感染力が極めて強いオミクロン株が流行し、令和5年(2023年)3月末頃までに、BA.5系統の変異株による第7波・第8波に見られるような3回の爆発的感染拡大の波が押し寄せた。基礎疾患の悪化等による死者数の増加がみられたが、病原性は弱くなり、重症化率や致死率は季節性インフルエンザ並みに下がってきた。オミクロン株対応のワクチン接種や治療薬・治療法も徐々に普及してきた。

これまでをコロナ対応の「第3段階」とみなすこととする。

- (5) 市は、各段階の主要結節において、国の基本的対処方針、県の実施方針や対応方針に基づき、市としての対処方針や対応方針を定め、国・県や関係機関・関係団体と連携し総合的な対策を進めてきた。その結果、地域の医療体制や社会経済活動を維持しつつ、市民の健康被害を最小限に食い止めることができた。

- (6) 一方、3年余りのコロナ対応を続ける中で、直接の健康被害のほかに、繰り返される行動制限や事業所・学校等の休業の影響により、社会経済活動が停滞し、副次的・波及的な被害も広がりを見せた。メンタル面を含めた健康被害、子どもや高齢者の運動能力低下、生活困窮、廃業、地域活動や見守り活動抑制の弊害等、全国的に様々な影響がみられた。

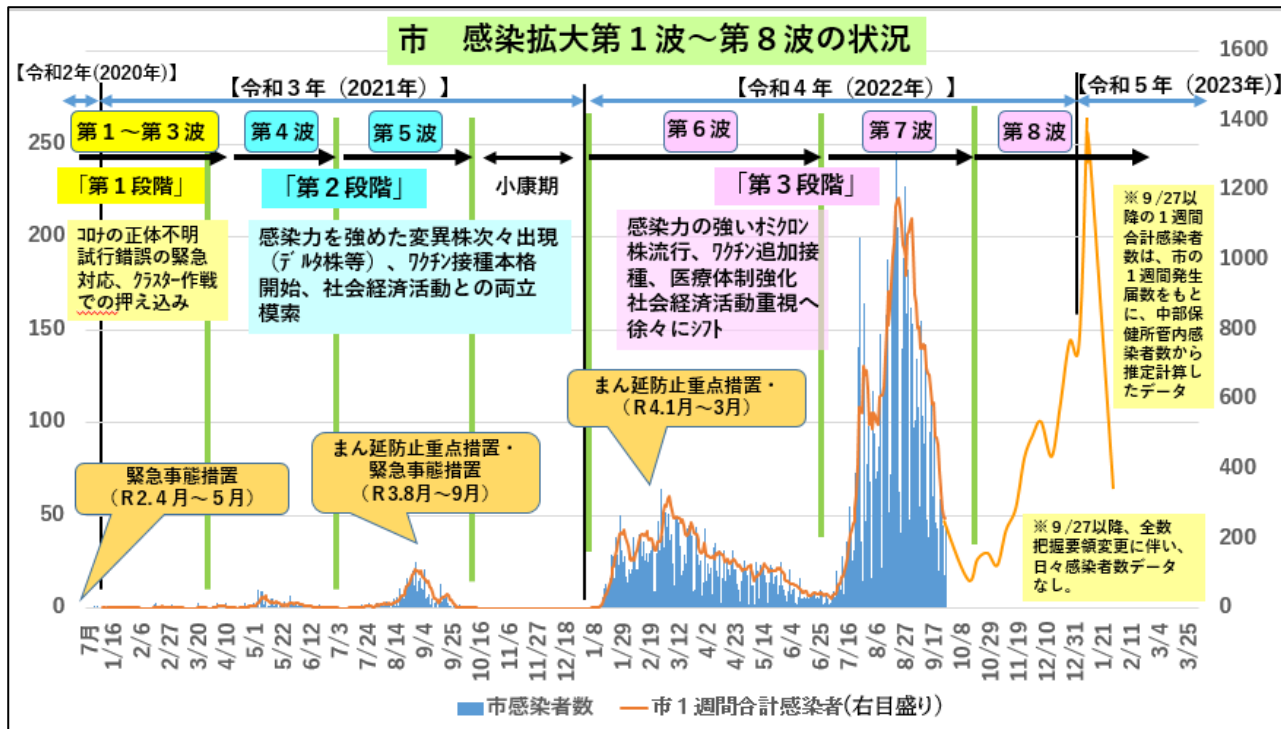
- (7) 令和5年(2023年)5月8日をもって、感染症法上の分類が「5類」とされ、季節性インフルエンザと同等の取り扱いとなったが、国民負担も考慮し、医療提供体制の移行は徐々に行われている。また、ワクチン接種は、当面自己負担なしでの特例臨時接種として継続された。

- (8) 市は、新型コロナウイルス感染症の流行が当面周期的に続く可能性があることから、基本的な感染対策を続けるよう呼びかけを行い、国の方針に基づき希望する人へのワクチン接種機会を確保している。また市内におけるコロナ医療体制拡

充への支援も行った。

(9) 今後は、3年余りにわたるコロナ禍による副次的・波及的被害の顕在化への対応、日常生活や社会経済活動の本格回復に向けた取組の加速化及びコロナ禍を契機として進化する社会経済体制の変化への適応を念頭に取組を進めていく。

【図表1 市のコロナ感染状況の推移及び対応段階区分】



第3 市の感染対策の概要

(1) 対応体制

ア 令和2年(2020年)2月初旬の臨時庁議をもって市のコロナ対応の本格検討を開始した。4月7日の国による7都府県に対する初めての緊急事態宣言発令に伴い、法令(新型インフルエンザ等特別措置法)に基づき「島田市新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下「コロナ対策本部」という。)を設置した。なお、緊急事態宣言発令時以外は任意での設置とした。

イ 感染拡大第6波の収束時期である令和4年(2022年)5月31日をもってコロナ対策本部を廃止し、6月1日から「島田市新型コロナウイルス感染症対策連絡会」(関係課長による対応組織。以下「コロナ対策連絡会」という。)をもって対応した。

ウ この間、緊急かつ重要な案件については総合的な対応を的確に行うために庁内横断的な体制を構築した。

① 政府の緊急経済対策としての特別定額給付金事業を迅速かつ的確に進めるため、令和2年(2020年)4月28日に「島田市特別定額給付金事業実施本部」を設置した。

② ワクチン接種の本格開始に先立つ令和3年(2021年)2月9日、「島田市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」(以下「ワクチン接種推進本部」

という。)を設置し、ワクチン接種体制の構築と接種の効果的・効率的進捗を図った。

エ 庁内の連携体制保持の一環として、各課及び各部にコロナ対策連絡員を配置して情報共有・連絡調整の窓口を確保した。

オ 市のコロナ対策本部設置間は、議会支援本部を通じて議会に対する定期的な情報提供を行った。

【図表 2-1 コロナ対策本部編成及び各部の役割】

【コロナ対策本部編成】

役職	職名
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
	病院事業管理者
本部員	危機管理部長
	市長戦略部長
	地域生活部長・支所長
	健康福祉部長
	こども未来部長
	産業観光部長
	都市基盤部長
	行政経営部長
	教育部長
	議会事務局長
	病院事務部長
	看護学校副校長
	静岡市消防局島田消防署長
	消防団長

【コロナ対策本部各部の役割】

部	内 容
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> 職員の感染防止対策（マスクの着用、窓口へのシールド設置、執務室の分離、テレワーク等） 所管施設等の利用制限 会議及びイベントの中止、延期、縮小又は開催方法の変更 所管事務（届出、申込み、申請等）のデジタル化の推進
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> 総括業務（連絡会、本部の設置、運営等を含む） 新型インフルエンザ等対策行動計画及び当マニュアルの策定及び改訂
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染対策（県と連携し感染者への対応、マスク等の緊急調達及び配分） 要配慮者等への対応 傷病手当金、国民健康保険税の納税猶予及び減免の特例措置、後期高齢者医療保険料の減免の特例措置、国民年金保険料の免除等の特例措置 PCR検査センター関連業務 市民からの健康相談対応
市長戦略部	<ul style="list-style-type: none"> 市民への周知（広報、HPの更新等） 実施計画の策定 執務環境の整備支援（テレワーク、PC環境の整備等） 庁内事務のデジタル化支援
地域生活部	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等への周知 ごみの自己搬入自粛のお願い
こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育園・児童クラブ等の対応 子育て支援施設への対応
産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> 休業要請対応 経済対策（事業者に対する支援：各種給付金、協力金等）
都市基盤部	<ul style="list-style-type: none"> 水道、下水道料金等の支払い猶予措置
行政経営部	<ul style="list-style-type: none"> 特別定額給付金 執務環境の整備支援（執務室の確保、消毒液、シールド等必要資器材の調達） 納税猶予 勤務体制の調整
教育部	<ul style="list-style-type: none"> 学校の休業措置等の対応
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策支援本部（議会支援本部）の設置、運営
市民病院	<ul style="list-style-type: none"> 入院・来院者への対応

【図表 2-2 感染対策連絡会編成】

役職	部	職名
会長	危機管理部	危機管理課長
副会長	健康福祉部	健康づくり課長
副会長	市長戦略部	広報課長
会員	地域生活部	市民協働課長
//	地域生活部	生活安心課長
//	健康福祉部	福祉課長
//	こども未来部	保育支援課長
//	産業観光部	文化資源活用課長
//	産業観光部	商工課長
//	都市基盤部	建設課長
//	都市基盤部	水道課長
//	行政経営部	行政総務課長
//	行政経営部	人事課長
//	教育部	教育総務課長
//	教育部	学校教育課長
//	議会事務局	議会事務局次長
//	市民病院	病院総務課長

【図表 2-3 ワクチン接種推進本部編成】

役職	職名
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
	病院事業管理者
本部員	危機管理部長
	市長戦略部長
	地域生活部長・支所長
	健康福祉部長
	こども未来部長
	産業観光部長
	都市基盤部長
	行政経営部長
	教育部長
	議会事務局長
	病院事務部長
看護学校副校長	

(2) 対応方針全般

ア 対応の基本スタンス

新型コロナウイルス感染症の特性、特に実害（健康被害、医療・保健衛生体制・介護体制への悪影響）と副次的・波及的被害の区分、コロナ感染収束までの全体像や各感染拡大の波の収束見通しを念頭に置きながら、その時々に対応を明らかにした。また、感染者数の増減に一喜一憂することなく、全体を俯瞰しつつ対応の優先順や先々を見据えた取組を進めることに努めた。

このため、市のコロナ対応を総合的・体系的に計画・事業化し、状況の変化に適応させ計画を柔軟に修正・実行していく観点から、6月18日付けで「島田市新型コロナウイルス感染症対処マニュアル（暫定版）」（以下、「コロナ対処マニュアル」という。）を策定した。現行の新型インフルエンザ等対策行動計画や事業継続計画を基礎に新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえたものとした。

なお、令和5年6月に行った市民意識調査では、市のコロナ対応に関する評価について約70%が肯定的評価（「一定の成果があり評価できる」と「ある程度評価できる」の合計）であった。一方、39歳以下の評価は40歳以上に比して低く、女性の評価は男性に比して低いものとなった。これは、行動制限・自粛活動の影響の度合い、子育てや就労への影響の度合いが一つの要因と考えられる。

イ コロナ流行初期段階における対応方針

コロナ流行初期段階においては臨時庁議等にて、必要の都度当面の対応方針・個別の対応要領をとりまとめ庁内での認識共有を図った。また、「市民へのお願い」として、感染防止策、各種行事の規模縮小又は延期・中止、公共施設の利用制限等に関する必要な情報提供を行った。令和2年3月には、総理大臣の要請に基づき18日間にわたる学校の臨時休業を決定した。

ウ 主要段階における対処方針

令和2年8月末以降、市のコロナ対応全般を総合的・計画的に進めるとともに、各対策の相乗効果が得られるようにするため、コロナ対応の主要段階において、国の基本的対処方針及び県の実施方針に基づき、コロナ対処マニュアルを踏まえて、特定期間内での対応全般の方針事項を体系的に整理・公表した。

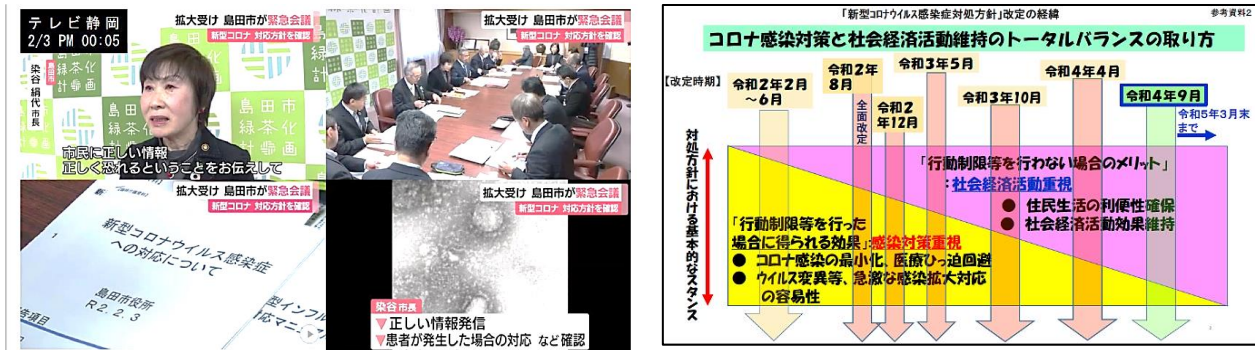
令和2年12月以降、感染状況の変化に応じて6回の対処方針改定を行い、当時の状況に適合した総合的な取組を進めた。また、これを広く周知することで現場レベルでの状況改善と市民や関係者の不安軽減を図った。

エ 対応方針

- ① 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の適用に伴い、国の基本的対処方針及び県の対応方針に基づき、外出自粛要請や感染対策の強化について、市としての対応方針を明らかにした。なお、令和2年4月の初めての緊急事態宣言発令に伴い、当初2週間の学校の臨時休業及び保育関連施設・放課後児童クラブの利用自粛要請の方針を決定した。

これらを市民に広く周知して、それぞれの措置事項の現場レベルでの徹底を図り、早期の状況改善を目指した。

- ② 緊急事態措置解除後の対応方針、マスク着用の見直しに伴う対応の考え方、感染症法上の分類「5類」移行後の対応方針等、結節において市の対応の全体像を明らかにし、市民に周知し、心理面を含めた次の段階への移行を促した。



(3) 情報収集等

ア コロナ感染状況、国・県の対応状況及び治療薬やワクチンの開発状況等について適宜情報を収集し、島田市への影響度の分析・評価を行った。

なお、高齢者施設、保育関連施設、学校での感染者数については、庁内関連部署、市立総合医療センター、県担当部署及び医師会（島田・榛原）と情報共有を行った。

イ 市内での感染者、濃厚接触者、クラスター発生状況について、中部保健所を通じてタイムリーかつ継続的に情報を入手した。

ウ 市内高齢者施設や保育関連施設での感染発生状況の随時報告を受け、全般状況の把握に努めた。

(4) 情報提供・市民相談対応

ア 情報提供

① 市全体の感染状況や感染予防に関する情報及びワクチン接種に関する情報、市の対応、国・県の支援制度等について、広報しまだ、市ホームページ・公式LINE等のSNS及び相談窓口での対応により、タイムリーな情報発信に努めた。また、必要に応じて啓発チラシの戸別配布を行った。

② ワクチン接種を含む緊急かつ重要な情報については、市長からの緊急メッセージ（動画、文書、同報無線等）を発信（コロナ対応間、延べ33回）し、直接市民に呼びかけることで情報への信頼度を高めるとともに、市民としての望ましい行動を促した。

③ 外国人に対する情報発信は、ホームページでの外国語変換機能の活用やワクチン接種のコールセンターでの5か国語の多言語対応を行った。

イ 市民相談対応

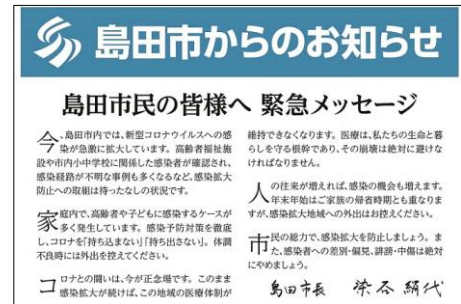
① 発熱等の相談対応として、県の受診相談センターの紹介の他、かかりつけ医や近隣の診療所（島田市医師会・榛原医師会）及び市立総合医療センター

(市民病院)において受診相談対応を行った。

- ② ワクチン接種については、コールセンターの他、各支所・公民館等に「予約相談・支援窓口」を設置し、高齢者等に対する接種予約の便宜を図った。
- ③ クラスター発生等、相談案件が急激に増加することが予想される場合は、臨時の相談窓口や周辺検査受付窓口で対応する体制を整えた。
- ④ その他、コロナ禍の長期化に伴う各種相談に対して、市民相談窓口の他、それぞれの業務担当窓口で対応した。感染者数が急増した第3期においては、夏季や年末年始の休日にも対応できるような体制をとった。



動画メッセージでの呼びかけ



啓発チラシの各戸配布

(5) 感染予防・まん延防止対策（緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を除く） ア 全般

コロナウイルスの特性、感染経路や発症メカニズムの解明、重症化リスクの判明度合いを踏まえ、3密回避、マスク着用、手指消毒、換気等の感染対策について、時期と場所の特性に応じた実践を促した。

令和5年（2023年）5月7日現在での市の感染者数（陽性者数）は、約21,300人であり、4.5人に1人強が感染したことになる。これは全国平均で3.7人に1人、県平均で4人に1人の感染率と比較して低い数値である。

イ 市民及び家庭での対応

- ① コロナ禍の全期間を通じ、職場、外出時、イベント・行事・会合の出席時及び飲食時の3密回避、マスク着用（努めて不織布マスクの使用）、手指消毒、換気等の感染対策の実践と新たな生活様式の定着を促した。
- ② 家庭内感染による感染拡大への対応が課題となったことから、家庭内感染対策の啓発動画の配信の他、学校・保育関連施設を通じての啓発を行った。
- ③ マスク着用については、熱中症への対応等の時期的特性、高齢者・乳幼児の健康への影響及び体育活動時の影響も考慮し、適時効果的な着用法を推奨した。
- ④ 免疫力の維持・向上のために、適度な運動、バランスのとれた食事、生活習慣病の改善、ストレス軽減などに留意して日常生活を送ることも、併せて呼びかけを行った。

ウ 事業所等での対応

- ① 国による業種別ガイドラインや業界団体での感染予防マニュアル等を参考に、事業所としての職場内での感染予防対策をさらに徹底するとともに、時

差出勤やテレワークの取組を促した。

- ② 会食時の感染拡大が指摘されたことから、飲食店への県の認証制度登録を呼びかけるとともに、県が行う対応状況の確認業務を支援した。
- ③ 事業所内での感染者発生時の業種別対応マニュアル等に基づく的確な対応や事業継続のための体制整備を促した。

エ 公共施設の利用

- ① 3密回避対策や出入時の消毒・マスク着用・検温等の感染対策を徹底する他、施設の設置目的や市民の利用ニーズへの対応を考慮しつつ運営を継続した。コロナ流行初期段階や感染拡大の状況を踏まえ、必要に応じ国・県の指針に基づく人数制限、施設内の一部機能の利用制限等を行った。

主要な公共施設の利用実績は次のとおり。

- ・施設の種類によって格差あり
- ・会話の少ない図書館は利用者の落ち込みは比較的小さい。またスポーツ施設は、令和4年度に急激な利用回復もあり、全体として利用者の落ち込みは比較的小さい。

a 社会教育施設（公民館等）

コロナ禍の年間利用は平年の44%～81%（平均68%）

b 図書館

コロナ禍の年間利用は平年の86%（地域館は115%）

c 教育・子育て・文化施設（地域交流センター、プラザおおるり等）

コロナ禍の年間利用は平年の57%～83%（平均68%）

d スポーツ施設（総合スポーツセンター「ローズアリーナ」、島田球場）

コロナ禍の年間利用は平年の79%

- ② 観光施設については、感染対策を講じながら、国・県・市の事業者支援キャンペーンを最大限に活用して営業活動を継続するよう努めた。

【図表3 主要な公共施設利用状況の平年値との比較】

（令和2年度から令和4年度の3年間の年間平均利用実績）

施設名	平年値との比較 (%)	施設名	平年値との比較 (%)
初倉公民館	73.5	島田図書館	85.9
六合公民館	73.5	金谷図書館	82.6
金谷公民館	66.0	川根図書館	83.5
大津農村環境改善センター	58.3	地域図書館	115.2
伊久身農村環境改善センター	70.5	地域交流センター歩歩路	82.7
北部ふれあいセンター	81.4	プラザおおるり	57.4
初倉西部ふれあいセンター	68.2	金谷生きがいセンター	74.0
川根地区センター	112.3	川根文化センター	61.4
しまだ楽習センター	69.9	ローズアリーナ	78.9
野外活動施設山の家	54.7	福祉館あけぼの	63.5
山村都市交流センター	44.2	番生寺会館	45.8
ばらの丘公園	70.0		
童子沢親水公園	86.5		

オ 学校・放課後児童クラブでの対応

- ① 学校においては、令和2年（2020年）3月2日から19日までの間、総理大臣の要請により臨時休業となった。事前調整の無い中での緊急対応となり多大な混乱が生じた。
また、4月7日からの緊急事態宣言発令に伴い4月9日から5月20日までの間（通算42日間：2回の延長）の臨時休業とした。学校休業間は児童生徒の図書館、博物館等の公共施設利用を禁止した。
- ② 上記を除き、関係マニュアルに基づき、学校内での感染対策を徹底し、児童生徒及び教職員の安全確保と教育機会確保の両立を図る方策を追求しつつ教育活動を継続した。
- ③ 学校行事については、関係する地域や校内等における感染状況等を考慮してその都度、実施の有無や実施方法等を検討した。
- ④ 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合等の学級・学年閉鎖等は、季節性インフルエンザへの対応も念頭に、関係マニュアルに準拠して対応した。
- ⑤ 放課後児童クラブの対応は、小学校に準じて対応した。学校が休業となった場合には、開所ニーズが高まることもあることから、個別の状況に応じた対応を検討した。

令和2年3月の総理大臣要請に基づく学校の臨時休業に伴い、学童保育のニーズに対応するため午前中から運営を行った。また、4月の緊急事態宣言発令時は学校の臨時休業に伴いクラブの利用自粛への協力を要請し、保護者の事情によりやむを得ない場合の特例での受け入れを行った。

カ 保育関連施設での対応

- ① 令和2年3月には総理大臣要請に基づく学校の一斉休業を踏まえ、可能な場合の在宅保育の協力要請を行いつつ運営を継続した。4月の緊急事態宣言発令時は学校の臨時休業に伴い登園自粛への協力を要請し、保護者の事情によりやむを得ない場合の特例での受け入れを行った。
- ② 上記以外は、関係マニュアルに基づき、保育所内での園児及び職員の感染予防対策を徹底し、運営継続に努めた。
園行事については、地域や施設における感染状況等を考慮してその都度、実施の有無や実施方法等を検討した。
- ③ 園児及び職員に感染者が発生した場合は、保護者への影響が極めて大きく園児や保育士等の安全確保のために真に必要な場合に限って、限定的かつ一時的な休業とした。状況により、登園自粛要請で対応する選択肢も検討した。

結果的に令和4年（2022年）1月から令和5年（2023年）3月末までの間に、市内保育関連施設での休園又は学級閉鎖は135件発生した。

キ 社会福祉施設での対応

- ① 関係マニュアルに基づき、入所型施設については緊急やむを得ない場合を除く面会の制限、納入業者の行動限定、職員の衛生管理、施設内の消毒及び入所者の健康管理等の対策徹底を図った。

- ② 利用者や職員の中から感染者が発生した場合は、当該感染者との生活空間等の区分けを行うとともに、関係記録の確認、入所者及び職員の検査の実施等により、感染者及び濃厚接触者の有無を迅速に把握して入院や施設内療養の対応を行った。

また、通所系、訪問系併設の福祉施設について、さらなる感染拡大を防止するために臨時休業等する場合、利用者に対し、休業の事実や代替サービスの提供等について、丁寧な対応を行うよう関係事業所に周知徹底を図った。

ク イベント・会合等の開催

- ① 県の指針に基づき、3密回避対策及び出入時の消毒・マスク着用・検温・換気等の感染対策の徹底、並びにイベントの形態や種別に応じた感染予防対策を講じた上での開催とした。感染拡大地域からの参加については、一定の呼びかけを行った。
- ② 市が主催する行事・会合・講演会等の開催については、その目的や効果等の必要性、感染対策の徹底可能度及び社会的影響度を十分に検討したうえで、開催に当たっては3密回避等の感染予防を含めた各種衛生対策を徹底し、感染リスクを最小限に抑えるとともに、参加範囲の確認に努めるなど実施要領を工夫した。

主要な実績は次のとおり。

- a 観光行事 令和3年度は中止、令和4年度は感染対策を講じたうえで実施（一部の行事は規模縮小）
- b 防災訓練等 まん延防止等重点措置に伴う中止を除き、感染対策を講じたうえで実施（一部規模縮小あり）
- c 定例の自治推進委員連絡会議及び自主防災会長・委員長会議は、オンライン会議併用で実施
- d 「はたちの集い」は分散開催等で実施

感染対策を行いながらの
小学校授業風景



間隔をとりながらの保育
施設での食事風景



高齢者施設での感染対策



- ③ 地域限定のイベントや会合は、地域活性化、地域コミュニティの強化、防災対策及び見守り活動などを維持・継続する為、3密回避等の感染対策を徹底し、事業の目的や必要性を考慮した上で、参加人数や開催時間を制限して行った。

この際、主催者の求めに応じての助言や自治会備付用の非接触型体温計や主催者に向け用意した備品類の貸出を行った。

多くの自治会では、地域コミュニティ維持に最小限必要な行事は、人数制限等を行いながら継続した。

【図表 4 市主催主要行事の対応状況】

行事名	令和3年度	令和4年度
自治推進委員連絡会議	委員へのオンライン会議の活用	の推奨及び感染対策を徹底して実施
総合防災訓練	中止 まん延防止等重点措置適用のため	県総合防災訓練の一環として、感染対策講じたうえで実施。地域ごとの訓練は別日程で実施
地域防災訓練	感染対策徹底のうえで、コロナ禍における避難所開設運営訓練を実施	災害対策本部運営訓練、自主防災組織ごとに各種訓練を実施
水防訓練	感染対策徹底のうえで実施	
土砂災害防災訓練	感染対策徹底のうえで実施	
自主防災会長・委員長会議	感染対策徹底のうえで出席者数を制限して実施	
原子力防災訓練（県主催訓練に参加）	中止（感染急拡大のため）	感染対策徹底のうえで実施
はたちの集い	感染対策徹底のうえで、午前と午後の2回に分散して実施	感染対策徹底のうえで、全ての対象者を1箇所に集めて実施
生涯学習大会フェスタしまだ	感染対策徹底のうえで、規模を縮小して開催。展示発表のみを実施	感染対策徹底のうえで、ステージ・展示発表等を実施。島田汁等の配布及びスタンプラリーは中止
しまだ大井川マラソンinリパティ	中止	感染対策徹底のうえで、エントリー数を減らして実施
島田大祭	非開催年	感染対策徹底のうえで実施
島田鼈まつり	中止	感染対策徹底のうえで実施
大井川大花火大会	中止	感染対策徹底のうえで実施
野守まつり	中止	感染対策徹底のうえで、規模を縮小して実施
蓬萊橋ぼんぼり祭り	中止	感染対策徹底のうえで実施
かわね桜マラソン	中止	感染対策徹底のうえで実施
すべらず地蔵尊祈願祭	中止	感染対策徹底のうえで実施
島田の緑茶縁日（東京）	まん延防止等重点措置適用・緊急事態宣言発令のため延期（2度延期のうえ最終的に中止）	感染対策徹底のうえで、7月に実施。トークショーは密を避けるため中止

(6) 緊急事態措置・まん延防止等重点措置適用に伴う対応

ア 3年余りのコロナ対応の間に、4回の緊急事態措置（内2回は延長措置）（延べ81日）と4回のまん延防止等重点措置（内2回は延長措置）（延べ55日）が適用された。

この間、法令に基づく行動制限（不要不急の外出自粛要請・県境を跨ぐ移動制限）、飲食店等の休業要請や時短要請、大規模商業施設の入場制限、イベント等の入場制限等の措置が行われた。また、令和2年4月の緊急事態措置においては学校の休業並びに保育関連施設及び放課後児童クラブの特例対応を除く原則休業も行われた。

イ まん延防止等重点措置等への対応については、感染拡大の状況や市の社会経済活動に与える影響等について、県と慎重かつ十分な検討を重ねたうえで具体的措置を講ずるよう努めた。

(7) ワクチン接種

ア ワクチン接種実施計画に基づき、ワクチン接種推進本部をけん引役として庁内横断的な接種体制を構築し、医師会等の協力を得て、希望するすべての人々へのワクチン接種事業を推進した。

令和3年（2021年）5月の本格接種開始から令和5年（2023年）4月末までに、最大5回の接種を行った。65歳以上の5回目接種率は約70%であり、12歳～64歳の4回目接種率は約35%であった。

イ ワクチン接種予約の利便性向上、集団接種会場への移動に対する便宜供与、円滑な接種業務を行うための対応、接種予約変更等への柔軟な対応を行い、計画に沿ったワクチン接種を進めることができた。

ウ 接種の優先順位については、国の方針に基づき高齢者、基礎疾患を有する重症化リスクの高い人々及び医療・介護等の社会経済活動に不可欠な業種の従事者（エッセンシャルワーカー）等を考慮した。

エ 集団接種会場において障害者枠を準備し、障害者のニーズに対応した接種を進めた。

オ ワクチン接種の効果と副反応について、様々な形で市民に周知することで、自発的に接種の要否を選択できるように配慮した。

カ 停電対応等、ワクチンの特性に因する保管管理上の対応も行い、特段の問題は生じなかった。

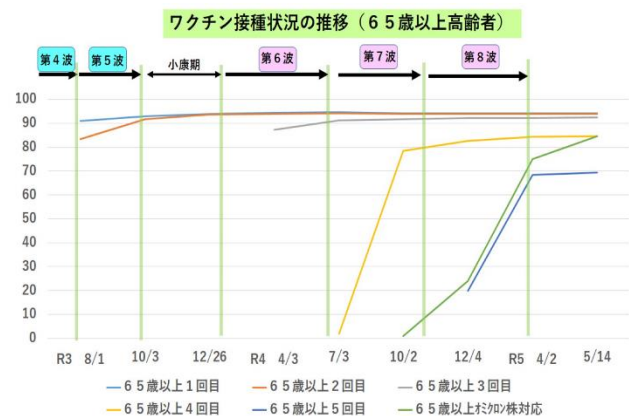
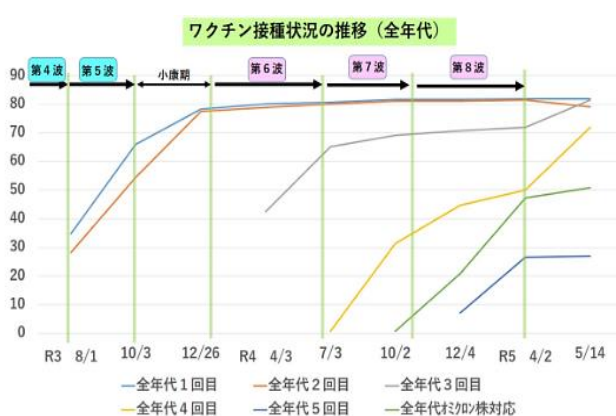
ワクチン集団接種



ワクチン集団接種の事前検証



【図表5 ワクチン接種状況の推移】



(8) 医療・保健衛生体制の確保

ア 市立総合医療センターの対応

- ① 新型コロナウイルス感染症に対応する診療体制を継続し、感染症指定医療機関（第二種感染症指定医療機関）として、地域において求められる役割を果たしていくことに努めた。そのため、病院の特性を踏まえた組織的・総合的な感染対策を講じつつ、中等症以下のコロナ入院患者の治療のための即応病床を確保して対応した。（図表6参照）

また、電話による再診を実施した。令和2年4月から令和5年7月までの受診者数は807件

- ② 感染対策としては、通常の感染対策の他、コロナ治療病棟でのゾーン区分、入院患者への面会制限、感染対策を日常的に点検する専門職員の配置、委託業者を含めた職員のワクチン優先接種等を行った。
（面会制限については、令和3年10月より、一定条件下でのZoomによるオンライン面会を可能とした。）
- ③ ワクチン個別接種の重要拠点の一つとして、計画に基づくワクチン接種業務を行った（旧病院建物解体に伴い3回目以降の接種は実施していない）。
- ④ 感染拡大期においては、検査対応やコロナ治療体制強化に伴い医療スタッフの負担が急激に増える状況に至ったが、一般外来・入院診療を通常通り継続した。
- ⑤ この間、令和3年（2021年）5月2日に島田市立総合医療センターとして開院し、地域の医療、保健・福祉機関と連携し、地域医療、救急医療や災害拠点病院としてのニーズに対応した。

イ 発熱等診療医療機関による対応

- ① 感染拡大に伴う医療提供体制確保のため、市内主要地域の診療所が発熱等診療医療機関に登録し対応した。（令和5年4月段階で18医療機関、7月段階で22医療機関が登録）

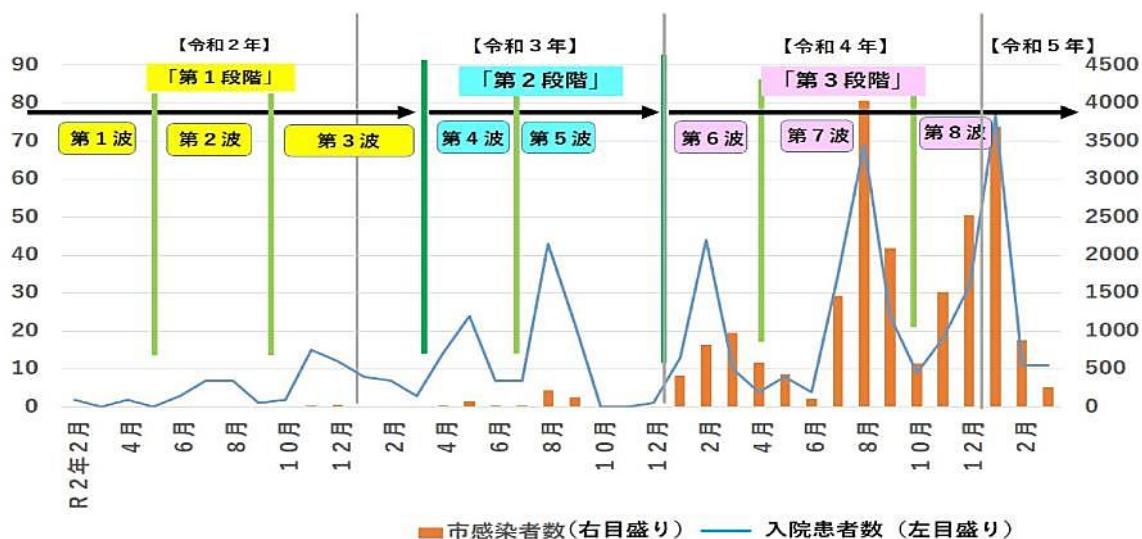
ウ 検査体制強化の取組

- ① PCR検査体制強化のため、県の業務委託を受け、島田市地域外来・検査センターの運用を行った。

令和2年8月から令和5年2月までの運用実績は以下のとおり。

検査人員：1,311人、開設日数：291日

【図表6 市立総合医療センター入院者数の推移】

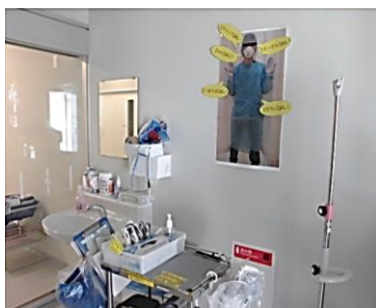


- ② 感染拡大やクラスター発生に伴う緊急的・量的検査ニーズに対応するため、市としての周辺検査事業や高齢者施設等に対する検査の補助事業を行った。
 - a 周辺検査事業実績（令和3年2月から令和5年3月末まで） 657件
 - b 高齢者施設への新規入所者検査事業実績（令和2年12月から令和5年3月末まで） 261件
 - c 高齢者施設従事職員の検査補助事業（令和2年12月から令和5年3月末まで） 158件
- ③ オミクロン株の流行による検査ニーズの急増に伴い、検査体制を強化した。また、第7波以降の感染急拡大に伴う医療機関や保健所の負担を軽減し、医療提供体制ひっ迫の緩和を図るため、自己検査のための抗原定性検査キットを確保・配布するとともに、県の自己検査療養受付センターの活用を促した。
- ④ 県の無料検査事業として、(株)中部衛生検査センター等でPCR検査及び抗原定性検査キットによる検査を行った。

エ 県の保健衛生体制確保への支援

- ① 要請に応じて、中部保健所へ保健師を派遣し業務支援を行った。
- ② 保健所業務の補完として、市独自に自宅療養者の健康観察や食料等支援・パルスオキシメーターの貸出を行った。

総合医療センターコロナ患者治療のための防護衣装着点検



地域外来・検査センターでの検査



自宅療養者への食料支援



第4 市民生活・社会経済活動の安定確保

(1) 市役所等の業務継続

- ア 各課業務の特性、市民対応窓口及び出先機関の特性に応じて、感染対策を徹底しつつ、業務を継続した。
- イ 感染拡大の状況に応じ、重点的に対応すべき業務等への職員の一時的な配置を行うほか、時差出勤、在宅勤務、執務室の分離等の感染予防策を実施した。
- ウ 看護専門学校においては、業務の特性に応じてウイルスを校内に持ち込まない、校内で感染を拡大させない対策を徹底するとともに、行動制限下においても授業を継続するための措置を講じた。
- エ 投票の権利行使の妨げにならないよう配慮しつつ、投票所での感染症対策を

行うとともに、期日前投票の推奨、リアルタイムで各投票所の混雑状況をネット配信することにより、投票所での混雑緩和を図った。

オ 新病院や市役所新庁舎の建設はもとより、道路・下水道設備の整備等の社会基盤の整備については、コロナ禍にあっても計画に基づき着実に事業を進めた。

カ 広域連携事業として行っている常備消防の活動についても、消防・救急・警防活動は任務に基づいて継続された。

(2) 事業所の事業継続

ア 事業所は、職場における感染予防措置を強化するとともに、事業継続計画等に基づき事業を継続するよう要請した。

特に、災害対応における指定公共機関に指定されている事業所に対しては、従業員の感染状況等に応じ、重要な業務を維持・継続するため、それ以外の業務を縮小・中止し、維持すべき業務に係る要員や資材を確保するよう要請した。

イ 中小事業所への事業継続計画や事業継続力強化計画等の策定を推奨するとともに、市として資金面のみならず計画策定と体制整備についての相談にも対応した。

(3) 地域行事・地域活動の継続

ア 地域・各種団体が主催する各種行事の開催・取組に対し、相談への対応、感染対策の助言や非接触型体温計等の感染対策に必要な資器材の貸出し等、様々な形での支援に努めた。

イ 地域を維持するために不可欠な見守り、防災・防犯、地域安全、サークル活動等の市民活動を助長するため、必要な支援を行った。

ウ 消防団活動については、消防団本部から方面隊・分団・部レベルに至るまで、訓練、夜警、市行事の支援、定期的な会合等、例年とほぼ同様の活動を継続した。

エ 令和5年4月に行った自治会アンケートによると多くの自治会がコロナ禍の中で、地域コミュニティを維持するために、感染対策を講じたうえで実施要領を工夫しながらできる範囲で地域活動を継続することに努めた。

この際、自治会活動を行ううえで、より多くの住民の理解を得ることに苦労したことが伺える。

オ 令和5年6月に行った市民意識調査では、コロナについての不安事項は、「自分や家族等のコロナ感染による健康被害に関すること」が4割以上を占め、「感染拡大や行動制限によって外出、買い物、通院、散歩などの日常生活に支障をきたすこと」及び「職場や地域で感染が広がること」が1割程度であった。

(4) 地域経済の安定確保

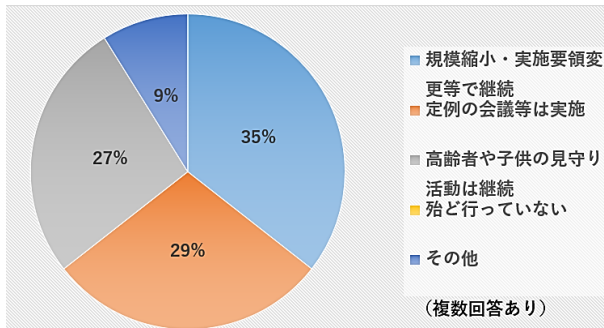
ア 感染拡大の状況を見極めつつ、LINEクーポン事業等の市内での消費喚起や市民による市内観光の呼びかけの他、国・県の観光施策・消費喚起策と連動した市独自施策の展開、地方創生臨時交付金事業の着実かつ柔軟な予算執行及び国の緊急経済対策の活用等、あらゆる方策をもって地域経済の活性化を図った。

イ 事業経営者・農林業経営者の資金面での支援、飲食・観光・宿泊事業者及び各商工団体の個別の経済活動活性化の取組を支援した。

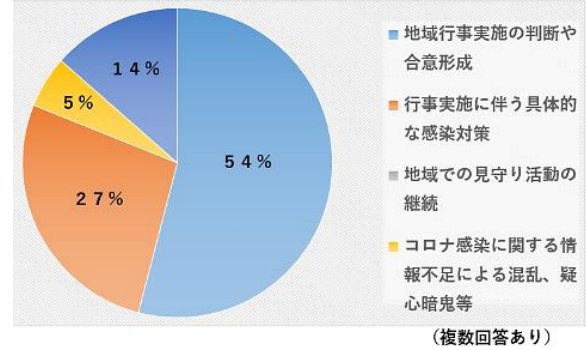
- ① 国の給付金制度の支給方法について、全国に先駆けて対象者の利便性を考慮した迅速な給付の取組を行った。
- ② かかりつけ医での定期受診等、地域医療を支える市内診療所の利用を呼びかけた。

【図表7 自治会アンケート結果】

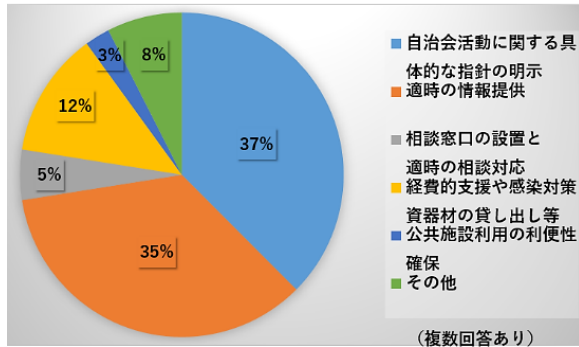
直近1年間の自治会活動の実施状況（令和5年4月調査）



コロナ流行下での自治会活動で最も困ったこと



自治会活動に関する市への要望



(5) 波及的・副次的被害への対応

ア コロナ禍の長期化に伴う、生活困窮、失業、メンタル面を含めた健康悪化、高齢者のフレイルによる不慮の事故件数増加、家庭内トラブルの増加、子供の体力低下、デジタル化に係る教育格差、社会不安の増大等による社会的・経済的な疲弊状況の顕在化に注意を払い、個別の状況に応じて現行制度での対応を行った。

イ インターネット上で流布している根拠のない断片情報の拡散や、感染者や医療関係者に対する誹謗・中傷、偏見・差別意識が生じないように、根拠に基づく正しい情報の発信に努めた。併せて、特定の事業所や関係者に対し自粛警察等の行動が発生しないよう、繰り返し呼びかけを行った。

産業支援センターでの相談対応



消費喚起のためのLINEクーポン事業



全国に先駆けて現金支給を決定した特別給付金支給準備



トスリボン（差別・偏見、誹謗・中傷防止の啓発）



第5 コロナ禍での災害対応と次の大規模危機事態への備え

(1) コロナ禍での災害対応と備え

ア 避難所における感染対策のための各種資器材・備蓄品の確保、感染症対策を考慮した避難所運営マニュアルの整備・普及、自宅療養者等の避難場所の確保等、避難所運営体制の整備を図った。

イ 令和4（2022年）年9月の台風15号災害において、夜間の突発的豪雨発生の特性上、地区公会堂等への自主避難を主体として対応した。

市内の被災地域では、自治会・自主防災組織ごと又は隣組ごとに感染対策に配慮しながら応急復旧活動を行った。これらの地域での取組を集約し自主防災組織間で共有した。

(2) 新たな大規模感染症への備え

一連のコロナ対策について、主要結節において対応実績の整理と効果の部分検証を行い教訓や課題を逐次整理して、その都度の対処方針に反映させた。

第6 ポストコロナ時代の新たな社会経済体制への適応

(1) コロナ禍を契機として取組が進んだ、DX（デジタルトランスフォーメーション）や東京一極集中の是正（事業拠点・生活拠点の地方への分散化）の動きに対応し、ポストコロナ時代の変化に適応すべく市の特性に応じた事業構想の具体化に取り組んだ。

(2) 市総合計画後期基本計画策定、まち・ひと・しごと総合戦略の見直し、DX推進計画策定において、上記構想を具体化した。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「地方創生臨時交付金」という。）等を活用した個別の事業化に取り組んだ。

【図表8 市のコロナ対応に係る主要事業分野】

①新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
I-1 マスク・消毒液等の確保
I-2 検査体制の強化と感染の早期発見
I-3 医療提供体制の強化
I-6 情報発信の充実
I-8 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備
II-1 雇用の維持
II-3 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
II-4 生活に困っている世帯や個人への支援
III-1 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
III-2 地域経済の活性化
IV-3 リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
②国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策
I-4 知見に基づく感染防止対策の徹底
③コロナ克服・新時代開拓のための経済対策
I-3 感染防止策の徹底

～ コラム（人々の声）（その1）～

自治会活動への参加を各団体や個人に押し付ける訳
にいかず、相当困った。

自治会の中の各組ごとで
行事開催について温度差が
あり、情報伝達やコミュニ
ティ維持が難しかった。
(自治会長)

自分の感染防止に努めな
がら、いつも通りの学童の
お世話をするのに神経を
使った。子供の具合など、
学校側との情報共有をこま
めに行うことが大切だと
思った。

(放課後児童クラブ 指導員)

「5類」移行後に胃腸炎
などの感染症になって治り
にくい子供が増えている。
3年間無菌状態で生活して
きた影響とも考えられ、こ
れから様々な感染症になる
子供が増えることが心配
(保育士)

コロナ禍で民生委員活動が停
滞した中で、の新任者への申し送
りになり、見守り対象者との深い
関係が維持できない心配がある。
(民生委員)

0歳児から3歳児の保育
を行っているが、保育士の
マスクをした顔つきしか見
ておらず濃密なスキンシップも
減っているの、子供達の
感受性やコミュニケーション能力が
養われているか心配
(保育関連施設関係者)

おうち時間を楽しんでいただけ
るよう、テーマやジャンルに沿った
本を数冊セットにした「本のテイク
アウト」を実施し、3,134冊を貸
し出した。
(図書館職員)

第2章 感染拡大各段階における対応

第1項で記述した内容をベースに、各段階での対応に関する特徴的事項を記述する。

第1 第1段階：第1波～第3波（令和2年2月～令和3年3月）

(1) 第1段階感染拡大期の特性

ア 令和2年（2020年）1月7日にWHO（世界保健機関）は、中国において新型のコロナウイルスを検出したことの発表を行った。国内では1月に最初の感染事例が確認され、この段階でヒトヒト感染が始まっている可能性が指摘された。これらを受けて、政府は1月29日から2月17日にかけて5回に分けて中国武漢市からチャーター便による邦人の帰国措置が行われた。帰国者の中から検査の結果陽性者が逐次確認された。

1月30日にWHOが新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を発したことを受け、政府は2月25日に新型コロナウイルス対策基本方針を決定・発表した。

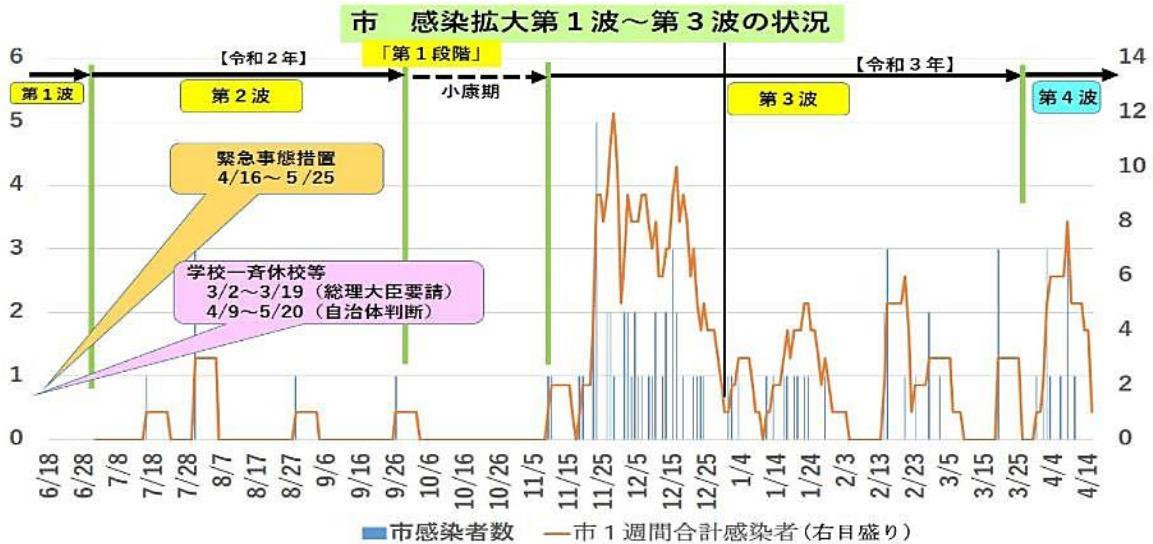
イ 2月28日に県内で初めての感染者を確認（クルーズ船内）し、7月17日に市内で初めての感染者（陽性者）が確認された。

ウ 全国的には、令和3年（2021年）3月中旬にかけて、3回の感染拡大の波が押し寄せた。飲食店や施設内でのクラスターの多発・多様化がみられた。

この間の感染者（陽性確認者）は、全国で約468,000人であり、令和5年（2023年）5月の5類移行までの全期間の1.4%を占めた。また、県内の感染者は約5,700人であり、全期間の0.65%であった。

市の感染者は、第1波0人、第2波6人、第3波62人、合計68人であり、コロナ感染全体の0.3%程度（市民1万人当たり7人）であった。

【図表9 第1段階における感染動向】



(2) 対応体制

ア 令和2年(2020年)2月3日、WHOの緊急事態宣言及び国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置を受け、当面の状況の認識共有及び今後の状況進展に伴う対応について協議するためコロナ対策の第1回臨時庁議を開催した。4月7日の市対策本部設置までの間、市の対応方針は臨時庁議及び4役会議をもって協議決定した。

イ 令和2年4月7日、関東1都3県、大阪府、兵庫県及び福岡県に対する緊急事態宣言発令を受けて、法令に基づき市コロナ対策本部を設置した(5月26日0時の緊急事態宣言解除をもって対策本部を任意設置に切り替え)。また下部組織として、関係課長レベルでの感染対策連絡会を設置した。

また、実務レベルでの情報共有・連絡調整及び具体的対応を迅速・的確に進めるため、各課及び各部等にコロナ対応の担当者を配置した。

ウ 特別定額給付金事業を迅速かつ的確に進めるため、4月28日に「島田市特別定額給付金事業実施本部」を設置し、庁内横断的な事業推進体制を構築した。

エ 令和3年(2021年)2月9日付けで、5月からのコロナワクチンの本格接種開始に向けて、ワクチン接種体制の構築と諸準備の総合的推進のために市ワクチン接種推進本部を設置した。

オ 市民病院(市立総合医療センター)には、新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し病院としての総合的な対策を進める体制を構築した。

カ 定例の議会支援本部会議を通じて、感染動向や市の対応について議会への情報提供を行った。

また、緊急対応として、令和2年5月及び8月に議会臨時会が開催され、特別定額給付金支給、保育所等のコロナ対策経費、農林商工事業者へのコロナ関連給付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業等の緊急のコロナ関連予算案等が議決された。

(3) 対応方針

ア 2月3日以降のコロナ対応の臨時庁議等において、市の対応方針や具体的対応を決定し、感染対策や公共施設の利用等の必要な事項を「市民へのお願い」として公表した。

総理大臣の要請に基づき、急遽のことで相当の混乱はあったが3月2日から19日までの間、学校を臨時休業とした。

(主要な対応方針等)

① 当初の段階(2月末頃まで)

- a 市内で感染者(新規陽性者)が確認された場合は、任意でのコロナ災害対策本部を設置する。
- b 感染対策のために消毒液を各窓口に設置する。コミュニティバスではマスク着用を推奨する。
- c 当面、通常業務を継続する。感染者発生までは行事等も実施する。行事や業務の中止・延期等の具体的条件を整理する。
- d 全般として、季節性インフルエンザへの対応をベースとする。感染対策に関する国・県の通知を関係部署に周知する。

② 対応初期段階(3月~4月初めまで)

- a 3月2日から19日の間、学校を臨時休業とした。このため、放課後児童クラブを8時30分から運営開始とした。感染対策のため全放課後児童クラブにマスクと消毒用アルコールを配布した。
- b 4月以降の行事・会合等について感染拡大を見越して一部中止・延期を決定した。
- c 公共施設の利用について、一部の施設で児童・生徒の利用を禁止とした。
- d 継続して感染対策のために消毒液の設置、マスク着用を推奨した。

イ 4月8日以降は、コロナ対策本部会議において市の対応方針や具体策を決定し、本部長メッセージ及び会議資料を公表した。

(主要な対応方針等)

① コロナ対策本部設置に伴う方針

- a 県・関係機関と連携し情報収集に努める。感染防止策の徹底を図る。的確な情報提供に努める。
- b 感染予防策の徹底、首都圏等感染拡大地域への不要不急の外出自粛を要請

② 緊急事態措置に伴う対応方針

(7) 項参照

③ 緊急事態措置解除に伴う対処方針

市内の感染者は確認されていないが、県として特定警戒都道府県に隣接していることから、県境を跨ぐ新たな人の動きのおそれがあり、引き続き警戒が必要

今後は、新型コロナウイルスと共存しながら、段階的に日常を取り戻すため、感染対策と社会経済活動の両立を図っていく。

ウ 6月18日付けで「コロナ対処マニュアル」を策定し、状況変化に応ずる市の対処方針策定のガイドラインとした。

エ 市のコロナ対応を体系的・総合的に進め個別取組の相乗効果を発揮して実効性ある取組を進めるため、コロナ対処マニュアルを基礎に感染動向や国・県の対応策、市の感染対策の実行状況、社会経済活動の動向に応じた、市の当面の対処方針を策定した。8月に策定した対処方針を12月に改定した。

(基本方針)

- ① 「重症患者を増やさない」ことを主眼に取組を進めるとともに、3密回避、うがい・手洗い・消毒の励行等の新たな生活様式のさらなる定着を図る。
- ② 収束まで相当な期間が見込まれるコロナ禍の下、感染拡大を予防しつつ市民生活や社会経済機能を維持するための行政機関での業務継続、事業所・各種団体等での事業継続に必要な取組を積極的に推進する。
- ③ 市民生活、生産基盤、雇用を維持するため必要な事業所や地域医療機関を存続させるための経営基盤を強化する取組を充実させる。
- ④ コロナ禍を変革や創造の好機と捉え、感染収束後の社会経済体制の変化に適応し持続的発展につなげるための取組を先行的に進める。

(4) 情報収集等

ア 国内外での新型コロナウイルス感染症の発生状況、治療薬やワクチンの開発状況等について、適宜情報を収集した。

イ 市内での感染者や濃厚接触者の状況は、既存の連絡系統に基づき県を通じてタイムリーかつ継続して情報を入手するとともに、関係者からの補足情報を入手するよう努めた。

ウ 中部保健所と連携し、感染者及び濃厚接触者を把握した。この際、市民の不安軽減を含めた市としての有効な対策をタイムリーに実行するため、個人情報の開示範囲に関する県の新たな取組により、自宅療養者の経過観察や外出自粛の状況確認等について、中部保健所との連携を図った。

エ 感染者の特定をより円滑にするため、県からの業務委託により、8月26日から地域外来・検査センターの運用を開始した。

(5) 情報提供・市民相談対応

ア 情報提供

- ① 感染判明に関する情報、市の対応、国・県の支援制度等について、広報しまた、市ホームページ、市公式LINE（対応分野別情報）、ツイッターへの掲載及び相談窓口での対応により、タイムリーに情報発信を行うよう努めた。
- ② 緊急的かつ重要な情報については、市長からの緊急メッセージ（動画、文書）を発信し、直接市民に呼びかけることで情報への信頼度を高めるとも

に、市民としての望ましい行動を促した。

- ③ 外国人に対する多言語での情報発信は、ホームページでの外国語変換機能の活用を促すとともに、必要に応じて個別分野での対応を行った。
- ④ 感染に関する特定個人への情報提供の手段として、接触確認アプリ「COA」の活用を奨励した。
- ⑤ 年度末の定例の島田市防災会議において、コロナ感染状況及び市の対応について市長から説明を行う等、重要な会議等の場でまとまった情報提供を行った。

イ 市民相談対応

- ① 一般市民による案件ごとの相談は、引き続き市役所各課の相談窓口で対応した（市HP掲載）。
- ② 新型コロナウイルス感染に係る子育てに関する相談や福祉施設での感染症対策の相談・保健師の派遣等の個別の対応も継続実施した。
- ③ 感染疑いの場合の相談窓口は、従来どおり、県指定の相談窓口を案内した（帰国者・接触者相談センター）。
- ④ 地域外来・検査センターの運用開始に伴い、新型コロナウイルス感染が疑われる市民の相談窓口として、かかりつけ医や近隣の診療所（島田市医師会・榛原医師会）及び市立総合医療センターにおける受診相談を行った。

（6）感染予防・まん延防止対策

ア 全般

手洗い・うがい・マスク着用・換気、消毒等の感染予防対策の徹底を呼びかけるとともに、マスク等の衛生用品の不足に対応するため市として以下対応を行った。

- ① 休校中の学校調理員による布製マスクの製作・配布
- ② 障害者福祉施設などによる手作りマスクの製作・販売
- ③ マスク作成ボランティアの募集
- ④ 手作りマスク型紙の全戸配布
- ⑤ 協力企業等から提供されたマスクや消毒液等の衛生用品の配布
- ⑥ 国の事業としての個人へのマスク配布事業

イ 市民及び家庭での対応

- ① 家庭内感染、特に同居する高齢者への感染を予防するための生活様式の実践を促した。
- ② 職場、外出時、イベント・行事・会合の出席時、飲食時における3密回避処置、マスク装着・手指消毒等の衛生対策の実践を促した。
- ③ 感染拡大地域との行き来（本人・家族・親戚・知人・友人等）は、県の警戒レベルに応じた呼びかけに準じて対応した。
- ④ 熱中症対策としての適宜マスクを外すこと、乳幼児へはマスクをさせないこと等の励行を促した。
- ⑤ 免疫力向上のために、適度の運動、食事への関心、家庭団らん等、ストレ

スをためない、持病を悪化させない工夫の実践を呼びかけた。

- ⑥ 飲食店での飲食は、多人数で長時間にわたる場合や大声で歌う・騒ぐ等の場合は、クラスター発生につながるリスクが高まることを考慮すること、3密回避や衛生対策が十分に行われている飲食店の利用に努めるよう呼びかけた。

ウ 事業所・飲食店等での対応

- ① 国の業種別対応マニュアルや業界団体での感染予防マニュアル等を参考に、事業所としての職場内での感染予防策を徹底するとともに、時差出勤やテレワーク等、できる範囲での取組を進めるよう促した。
- ② 従業員に感染者が発生した場合の従業員の治療及び家族の看護のための休暇取得への配慮や感染者発生時の対処、調査や消毒のための一時休業（部分休業）と企業としての事業継続措置の実施を呼びかけた。
- ③ 市内事業者に対し、以下の感染対策用備品の貸し出しを行った。
非接触体温計、屋外用テント、除菌空気清浄機、業務用サーキュレーター
サーモグラフィカメラ、アクリルパーテーション等

エ 公共施設の利用

- ① 3密回避対策や出入時の消毒・マスク着用・検温等の衛生対策を徹底する他、国・県によるイベント開催制限の指針に基づく人数制限、必要に応ずる施設内の一部機能の利用制限を行いつつ、施設の設置目的に応じた利用とした。
- ② 公設の一部観光施設については、当面、感染拡大地域からの来訪者については利用自粛を促した。
- ③ 施設利用者等に感染者が発生した場合等の休業は、利用者の安全確保のために真に必要な場合に限って、限定的かつ一時的に行った。
- ④ 市公共施設・観光関連施設での感染対策備品等の整備
 - a 乳幼児健診等における感染予防策として、検診施設にパーテーションやサーモグラフィカメラの設置
 - b 保健福祉センター及び看護専門学校での高性能空調機への交換等
 - c 市管理観光施設でのサーモグラフィ、空気清浄機、オゾン発生器等の設置
 - d 健康福祉部門の職員が使用する衛生用品の充足（フェイスシールド、サージカルマスク、アイソレーションガウン、石鹼液、ペーパータオル）
 - e 飛沫防止対策用のアクリル板の市民対応窓口への設置
 - f 看護専門学校での3密対策用パーテーションの設置
- ⑤ コロナ禍の中での公共施設活用の利便性を高めるために、プラザおおるりで開催される文化芸術シーンのWeb配信に必要なWeb環境の整備や機器の配備を行った。

オ 学校・放課後児童クラブでの対応

- ① 文部科学省による学校衛生管理マニュアルや市が策定した対応マニュアル

等に基づき、学校内での児童生徒及び教職員の感染防止対策を徹底し、教育活動を継続した。

学校行事については、関係する地域や校内等における感染状況等を考慮してその都度、実施の有無や実施方法等を検討した。

- ② 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合等の学年閉鎖・学級閉鎖は、児童生徒及び教職員の安全確保のために必要に応じて行った。
- ③ 放課後児童クラブの対応は、学校に準じて対応した。ただし、小学校が学年閉鎖や学級閉鎖となった場合は、開所ニーズが高まることもあることから、個別の状況に応じた対応を検討した。
- ④ 校内の感染対策の徹底を図るため保健室や特別教室の空調設備を高性能空調機に更新した。
- ⑤ ICT教育推進（GIGAスクール構想実現）の一環として、3か年に分けて導入予定であった1人1台端末を、単年の一括導入に切り替え、学校臨時休業中においても学びを止めることなく、ICT機器を活用したオンライン授業ができる体制を整えた。整備実績 7,875 台
併せて学校側の遠隔学習機能強化に必要な備品を整備した。
- ⑥ 学校臨時休業後の再開に伴い、微酸性水生成装置（20校に配置）、加湿空気清浄機（全25校に配置）、首掛け扇風機、児童用フェイスシールドを整備した。

カ 保育関連施設での対応

- ① 感染防止に関する衛生管理マニュアル及び市で策定したマニュアルに基づき、保育所内での園児及び職員の感染防止対策を徹底し、運営を継続した。
- ② 園児及び職員に感染者が発生した場合の休業は、保護者への影響が極めて大きく、園児の安全確保のために真に必要な場合に限って、限定的かつ一時的に行うこととした（クラス別の休業等）。状況により、休業ではなく、登園自粛要請で対応する選択肢も検討した。
- ③ 保育関連施設での感染対策用備品を整備した。
 - a 以下の施設への空間除菌脱臭機、非接触体温計、熱風食器消毒保管庫の設置
川根児童館、初倉児童センター、子育て支援センターたまご、こども館、放課後児童クラブ、ふわり、こども家庭室
 - b 市民病院（市立総合医療センター）の院内保育所への空気清浄機、非接触体温計、食器消毒保管庫の設置
- ④ 保育所等送迎時の3密回避のため、公立保育園に非接触タイプ登降園管理システムを導入した。民間保育施設には導入のための補助金を交付した（交付実績9件）。

キ 社会福祉施設での対応

- ① 感染予防マニュアルに基づき、入所型施設については原則面会禁止、納入業者の行動限定、職員の衛生管理、施設内の消毒、入所者の定期的な検診等

の対策を継続した。

- ② 入所型の福祉施設は、利用者や職員の中から感染者が発生したときは、当該感染者を隔離するとともに、入所者及び職員全員のPCR検査を行い感染の有無を迅速に把握することに努めた。また、面接した家族等、濃厚接触者の特定を迅速に行うよう努めた。

また、通所系、訪問系併設の福祉施設については、入所以外は臨時休業する等により、さらなる感染拡大防止に努めた。

- ③ 市は、上記に係る県の対応に積極的に協力するとともに、当該施設の感染対策強化や施設運営継続について、必要な支援を行った。

感染対策としての支援事業は以下のとおり。

- a 供給がひっ迫するマスク等の配布
- b 飛沫感染予防のための居住部屋の間仕切り設置

- ④ 高齢者施設での施設内感染やクラスター発生防止のため新規入所者に対する無料PCR検査事業を行った。検査実績 45人

ク イベント・会合等の開催

- ① イベント等の開催制限に関する指針を踏まえ、3密回避対策及び出入時の消毒・マスク着用・検温等の衛生対策を徹底したうえで、限定的に行った。

また、全国的・広域的なイベントは、当面見合わせた。

- ② 市が主催する会合・講演会等は、その目的や効果等、必要性を慎重に検討し、真に必要なものに限って3密回避対策・各種衛生対策を徹底した上で開催した。感染状況を考慮し、必要に応じて基準に基づき中止・延期とした。

- ③ 地域限定のイベントや会合は、地域活性化・地域コミュニティの強化・防災対策・見守り効果のほか、コロナ禍でのストレス解消による免疫力向上の効果が見込まれることも考慮し、3密回避対策や衛生対策を徹底した上で開催するよう促した。この際、参加範囲を確認するよう促した。

- ④ 感染対策を行いながらの地域活動・市民活動を促すために、非接触体温計260台を調達し、自治会、高齢者集いの場、老人クラブ等に160台を貸与した。

- ⑤ 地域での社会教育活動の活性化を促すために、必要なICT機器を調達し地域人材によるWeb講師の育成事業を行った。

(7) 緊急事態措置適用等への対応：4月16日～5月25日（延べ40日）

ア 学校の休業

4月9日～5月20日まで（通算42日間）

（当初、4月7日の7都府県への緊急事態宣言発令を受けて4月22日までとし、その後2回延長）

イ 保育園、放課後児童クラブ等の在宅保育（利用自粛）への協力要請

5月20日まで。但し、保護者のやむを得ない事情により利用が必要な場合は個別に対応。利用自粛の場合の使用料は返納

ウ 不特定多数の参加が見込まれるイベントは中止、延期または規模縮小。それ

以外は感染対策を適切に講じたうえで実施可能

エ 公共施設の利用

- ① 図書館・社会教育施設等の一部施設を休館、または利用時間・利用サービスを制限
- ② こども館、子育て支援センター、児童館、児童センターは休業

オ 感染防止対策の徹底

密閉・密集の回避、マスク着用、手洗い・うがい・手指消毒の励行、共用品のアルコール消毒

カ 県の要請とは別に、市の休業要請に協力した事業者に対して感染拡大防止協力金を支給した。支給実績は 356 件であった。

(8) ワクチン接種

ア 5月からの本格的ワクチン接種に備えて、令和3年(2021年)2月9日にワクチン接種推進本部を設置して準備を推進した。

イ 3月31日にワクチン接種全般を律するワクチン接種実施計画を策定し、市HPで公表した。

(計画の主要項目)

目的、接種体制、予約及び相談体制、庁内人員体制、市民への周知、市外での接種、ワクチン接種後の副反応等に対応する医療体制の確保、接種日程(予定)

ウ 医師会との連携・協力のもと、集団接種の流れや緊急時対応要領を事前に検証(2月28日)し問題点の把握と改善に努めた。

(9) 医療・保健衛生体制の確保

ア 市民病院(市立総合医療センター)の対応

- ① 病院の特性を踏まえた組織的・総合的な感染防止対策を講じつつ、外来・入院診療を継続した。

コロナ対応第1段階としての令和2年(2020年)2月から令和3年(2021年)3月末までのコロナ入院件数は69件であり、全期間入院件数の12.3%であった。病床がひっ迫する状況ではなく通常診療への影響も回避できたが、医療スタッフへの負担は大きかった。

- ② 院内感染対策として、非接触体温計、感染病棟専用の移動型X線装置の新規導入やクリーンパーテーション、サーモグラフィの設置等を行った。

また、より効果的な医療提供体制構築のために、電動ICUベッド等を設置した。

- ③ 院内の新型コロナウイルス感染症対策会議において感染対策について定期的に協議を行い、現場レベルの対応を継続チェックするなど、院内感染予防のための組織的・総合的な取組を進めた。

- ④ この間、コロナ禍の影響を最小限に抑え、予定どおり令和3年5月の島田市立総合医療センター開院に向けて準備を進めた。

イ 島田市地域外来・検査センターの運営

PCR検査体制強化のため、県の業務委託として、令和2年（2020年）8月26日から島田市地域外来・検査センターの運営を開始した。

コロナ対応第1段階での検査実績は180件であった。

（10）市民生活・社会経済活動の安定確保

ア 市役所等の業務継続

- ① 市役所全体として、また市民対応窓口や出先機関の特性に応じて、3密回避対策や衛生管理対策等の感染予防策を講じつつ、業務を継続した。
- ② 感染拡大の状況に応じ、重点的に対応すべき業務等への職員の一時的な配置を行うほか、時差出勤、在宅勤務、執務室の分離等の感染防止策を実施した。
- ③ 看護専門学校でのオンライン授業のための環境を整備した（PC端末、WiFiアクセスポイント設置等）。

イ 事業所の事業継続

- ① 事業所は、職場における感染防止措置を強化するとともに、事業継続計画等に基づき事業を継続するよう呼びかけた。
特に、災害対応における指定公共機関に指定されている事業所に対しては、従業員の感染状況等に応じ、重要な業務を維持・継続するため、それ以外の業務を縮小・中止し、維持すべき業務に係る要員や資材を確保するよう要請した。
- ② 「新たな生活様式」に対応し、3密回避等の感染対策を行いつつ事業継続を容易にするため中小事業者に対する補助金を交付した。
交付実績：701件
- ③ 感染拡大防止のため休館等の措置を行った指定管理者に対し、指定管理料の追加支払いを行い事業継続を支援した。追加支払い対象は9施設
また、大井川流域周遊観光拠点宿泊施設の指定管理者に対し営業継続を支援するために施設維持管理支援金を支給した。
- ④ 3密回避等の感染対策を行いつつ運行業務を継続するために、タクシー事業者及び路線バス事業者等に給付金を助成し支援した。交付実績は8事業者
- ⑤ 事業継続計画を策定していない中小事業者に対し、自然災害を含めて様々なリスクに対応するための一助として、事業継続計画の策定を推奨するとともに、市として資金面のみならず計画策定と体制整備についての相談にも対応した。

ウ 社会・経済活動の安定確保の具体的取組

- ① 初期段階での行動制限要請や緊急事態措置に伴い日常生活や社会経済活動が制限される中、市民生活の安定や雇用、ひいては島田市の持続的発展に必要な事業所、基幹産業である茶業及び医療機関の存続を図るために、国の補助による臨時給付金事業を行った他、新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金等を活用した緊急経済対策や市独自の事業者等支援策を推進した。

- a 子育て世帯への臨時特別給付金事業（子供1人当たり10万円支給）
2回に分けての支給であり2回目は原則クーポン券配布となっていたが、受給者の使い勝手を考慮し、市として先行的に現金支給の準備を進めた結果全額現金での支給とした。市の先駆的な取組は全国的な広がりを見せた。支給実績は、6,489世帯11,882人
- b 中小規模企業者応援給付金事業 給付実績 1,644件
- c 中小企業者家賃応援給付金事業 給付実績 745件
- d 中小企業者に対する消費回復事業支援補助金 給付実績 20件
- e 農林業者応援給付金（減収した花き・畜産・レタス・みかん農家の経営継続支援） 給付実績 109件
- f 荒茶加工施設応援給付金（衛生対策を行う荒茶加工業者の経営支援）
132工場を対象とし、島田市茶業振興協会への補助
- g コロナ対策観光事業者支援事業費補助金 交付実績 25件（宿泊事業23件、交通事業2件）
- h 地元農産物販売支援事業（ドライブスルー方式や出店方式による販売の支援として本事業の実行委員会に対し補助金交付） 9月・11月に実施
- i 令和2年3月の総理大臣要請による学校の臨時休業に伴う給食停止により影響を受けた食材納入業者に給付金を支給した。交付実績 23件
- ② 上記取組と連携し、以下の取組により消費喚起・消費拡大を促した。
 - a 島田エール商品券事業、2回のLINEクーポン事業、スマホ決済のキャッシュバック事業、地産地消・エール飯等
（スマホ決済キャッシュバック事業では、対象店舗の取引額は6.7倍、一人当たりの利用回数は2.2倍となった。）
 - b 人混みを避けての市内観光
 - c かかりつけ医での定期受診等（受診控えの風潮の克服）
- ③ お出かけ自粛の中での島田市の名産品や観光商品のPRと販売促進のために、インターネット販売のウェブサイトを作成した。物産、体験、クラウドファンディングを含めて18商品を掲載し、220人の利用があった。
- ④ コロナ後を見据えた長期的視点での観光促進事業として以下の事業を行った（観光協会への補助事業）。
 - a 市観光戦略に基づく各拠点エリアを巡るモニターツアー、プロモーション動画制作、KADODE OOI GAWAオープニングイベント等
 - b 宿泊・飲食・体験などの消費者に対するキャッシュバックや金券による誘客キャンペーン
- ⑤ 電力調達を通じた新たな経済循環の創設を目的として、市内企業を代表とする共同企業体からの電力供給を行うための蓄電設備を14か所の公共施設に新設した。

エ その他

- ① 事態の急変や緊迫に伴い、適宜、食料品、生活必需品等の購入に当たって

の消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかけた。

② 感染性廃棄物の処理について、関係事業所及び家庭でのゴミとしての適切な処理を呼びかけた。

③ ネット上で流布している根拠のない断片情報や、感染者や医療関係者に対する誹謗中傷、偏見・差別意識が生じないよう、繰り返し呼びかけを行った。

(11) コロナ禍での災害対応等

ア 感染症対策を考慮した避難所開設・運営要領の普及

① 県のガイドライン等を踏まえ、感染症対策を考慮した避難所の開設・運営要領を整理し、現行の避難所運営マニュアルの改定に反映させた。

この際、避難スペース確保のため、施設管理者との申合せを行った。

② 令和2年(2020年)8月30日開催の島田市総合防災訓練において、島田第二小学校においてコロナ禍における避難所運営要領を実演し、避難所運営を担う各自主防災組織や避難所運営組織役員の研修の場とした。また、啓発用のDVDを配布し、各地域での避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策の普及促進を図った。

イ 避難所用の備蓄物資の充実

非接触型体温計、消毒液、マスク等の衛生対策用品のほか、パーティションルーム(テント)、簡易ベッド、大型扇風機、アクリル仕切り板、フェイスシールド等の3密回避用品の指定避難所への備蓄を促進した。

ウ 避難先(場所)の選定

避難行動は、安全確保が目的であり、指定避難所に移動するよりも、自宅の2階以上への在宅避難、親戚・知人宅への避難、地区集会所への避難等、確実に身の安全を確保できる避難行動を選択すべきことを、さらに普及啓発した。

(12) ポストコロナ時代の新たな社会経済体制への適応

コロナ禍を契機とした地方へのシフトやDX推進を加速化させるために、以下の事業を行った。

ア 地方へのシフトを促す事業

① 市内中古住宅購入や市内事業者との契約による住宅改修の補助

交付実績 7世帯

② 県外からの移住定住者の市内新築住宅購入の補助 交付実績7世帯

③ 中心市街地の空き家を活用したシェアオフィス、サテライトオフィス、テレワークスペースを整備するための補助事業 1件

④ ワークेशन環境の調査及び企業の意向調査の委託事業

イ DX推進事業

① 日常生活に係る分野別のタイムリーな情報発信、コロナ対応・災害対応に関する緊急情報の発信、市民による道路破損や災害情報提供のための市公式LINE開設

- ② Web会議システムのライセンス導入、Web参加による公共施設の利用促進のためのWi-Fi環境整備
- ③ 高齢者等に対するスマホ活用法（チャット機能、電子決済機能等）普及のための支援員の派遣 スマホ講座 114回、561人参加
- ④ 市民の利便性向上のための公共施設利用予約オンライン化
- ⑤ 市が保有する地図データの幅広い分野での活用、来庁不要での地図データ利用可能にするための公開型地理情報システムの導入及び法定外公共物管理図の電子化
- ⑥ 自治会業務効率化、オンライン会議の実現等のための自治会（公会堂）へのPC端末等の設置
- ⑦ 職員研修の全庁LANの活用（オンライン研修）

第2 第2段階：第4波～第5波（令和3年4月～9月） 小康期（令和3年10月～12月）

（1）第2段階感染拡大期の特性

ア 従来株から病原性や感染力を強めた変異株（アルファ株、ベータ株、ガンマ株）が次々と発生した。7月頃には感染力が強いアルファ株が大半を占めるようになった。第2段階の終末期から令和3年（2021年）の年末にかけてはデルタ株への置き換わりが進んだ。

イ 感染経路も飛沫感染（エアロゾル感染を含む）が主体であることがわかってきた。

ウ 第2段階の6か月の間に2回の感染拡大の波が押し寄せ、市の第2段階累計感染者は500人余り（市民1000人当たり5.3人）であり、コロナ感染全期間感染者の2.4%を占めた。5月初旬には市内で初めて飲食店クラスターが発生した。（全期間に占める比率 全国：3.8%、県：2.4%）

ワクチン接種が進んでいない若・中年層での感染が広がった他、変異株の流行に伴い2回のワクチン接種でも再感染するブレークスルー感染（免疫のすり抜け）が見られるようになった（10月中旬現在、市内感染者の1～2割）。

エ 重症化率や致死率は感染拡大第1段階に比し、若干低下してきた。重症化し易い人の特徴として、高齢者、基礎疾患がある人（人工透析患者を含む）、妊娠後期の妊婦とされ、重症化の症状も特定されてきた。

オ 都道府県内の特定地域において国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」が創設された。

また、令和3年（2021年）2月13日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へ変更されたこと等に伴い、自宅療養、入院、検査、緊急時の医療体制確保に必要な措置が講じられた。

カ 8月上旬には、感染拡大レベルが国の指標で「ステージⅣ」県の警戒レベルが「レベル6（厳重警戒）」となり、8月8日から順次「まん延防止等重点措

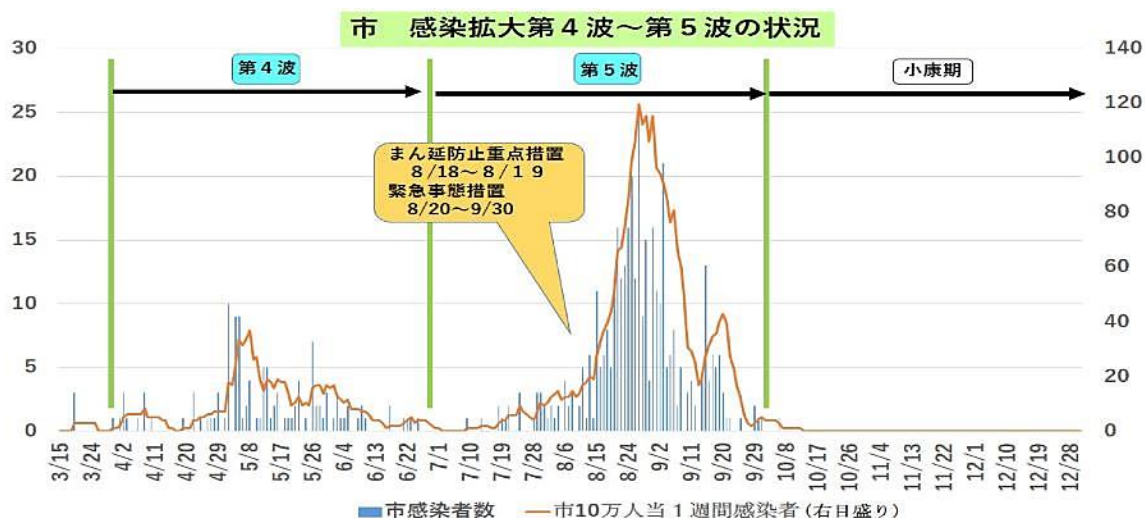
置」の適用となった（県東部・政令指定都市→これに隣接する市→県中部）。

市は8月18日から「まん延防止等重点措置」適用となったが、すぐさま県全域が「緊急事態措置」の適用となった。緊急事態措置は9月10日に9月末まで延長となった（市の適用期間は延べ43日間）。

キ 5月中旬から高齢者を優先とした本格的なワクチン接種を開始した。

ク 第3段階として区分した9月30日から12月31日までの3か月間は新規感染者数が抑制され小康状態が続いた。

【図表10 第2段階における感染動向】



(2) 対応体制

ア コロナ対策本部体制をもって継続対応した。

イ ワクチン接種推進本部を継続運用した。

ウ 議会支援本部会議を通じて、感染動向や市の対応について議会への情報提供を行った。

また、緊急対応として、令和3年（2021年）4月に議会臨時会が開催され、「子育て世帯生活支援特別給付金」支給に関する緊急のコロナ関連予算案が議決された。

(3) 対応方針

ア 時期的特性上、県内・県外との往来を含め、人の流れや交流が活発化し、感染力の強い変異ウイルスの感染拡大も想定される中、気の緩みや様々な自粛疲れの反動等も懸念された。引き続き、ワクチン接種を含む感染予防対策の徹底を図り、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、更なる社会経済活動の回復を進める観点から、令和3年（2021年）3月30日付けで対処方針を改定し公表した。

（基本方針）

「重症患者を増やさない」ことを主眼に取組を進めるとともに、3密回避、うがい・手洗い・消毒の励行等の新たな生活様式のさらなる定着を図りつつ、ワクチン接種の進捗による集団免疫獲得との相乗効果が得られるように努める。

また、収束まで相当な期間が見込まれることから、市民生活や社会経済機能を維持するための行政機関での業務継続、事業所・各種団体等での事業継続に必要な取組を積極的に推進する。さらに、市民生活、生産基盤、雇用を維持するため必要な事業所や地域医療機関を存続させるための経営基盤を強化する取組を充実させる。

イ 5月下旬にかけて、連休間の人流増大や感染力の強い変異ウイルスの影響による陽性確認件数が40歳代以下を中心に急激に増大する可能性があることを踏まえ、改めて感染予防対策の点検・見直し・改善を進めるとともに、クラスター発生時の初動対応をより一層迅速・的確に行う体制を構築することとした。

並行して、ワクチン接種を計画的に進める中で、再度のクラスター発生等の急激な感染拡大を防止し、社会経済活動を維持・継続しつつ、感染流行の長期化に伴う波及的被害にも目配りしつつ、市民の命と暮らしを守る観点から、令和3年5月14日付けで市の対応方針を改定し公表した。

(基本方針)

ワクチン接種を計画的に進める中で、感染力の強い変異株の流行や家庭内感染による感染拡大を念頭に、クラスター発生の防止と発生時の迅速対応による拡大防止を図る。

社会経済活動を維持・継続しつつ、感染流行の長期化に伴う波及的被害にも目配りしながら、コロナ対策を推進する。

ウ 感染拡大第5波への対応としてのまん延防止等重点措置適用に伴い、国の基本的対応方針及び県の対応方針を踏まえ、令和3年8月18日付けで市の対応方針を決定し公表した。

その直後の緊急事態措置適用に伴い、国の基本的対応方針及び県の対応方針を踏まえ、令和3年8月20日付けで市の対応方針を決定し公表した(当初9月12日まで、その後9月30日まで延長)。

対応方針及び対応要領については、「(7)まん延防止重点措置・緊急事態措置適用への対応」記載のとおり。

エ 緊急事態措置の解除に伴い、令和3年9月30日付けで市の緊急事態措置解除に伴う対応方針を決定し公表した。

(基本方針)

冬場に予期される次の感染拡大の波に備え、感染力の強い変異株の流行を念頭に基本的な感染対策を継続しつつ、新型コロナウイルスとの共生に必要な新たな生活様式の定着と社会経済活動や地域活動の回復・活性化を図る。

なお、市民の外出に関する要請や飲食店におけるカラオケ提供自粛の要請については、当面、10月14日(木)までの間の適用とする。

オ 感染拡大第5波の収束に伴い、令和3年10月19日付けで市の対応方針を改定し公表した。

(基本方針)

次の感染拡大の波(第6波)に備えつつ、新たな生活様式の定着によるコロ

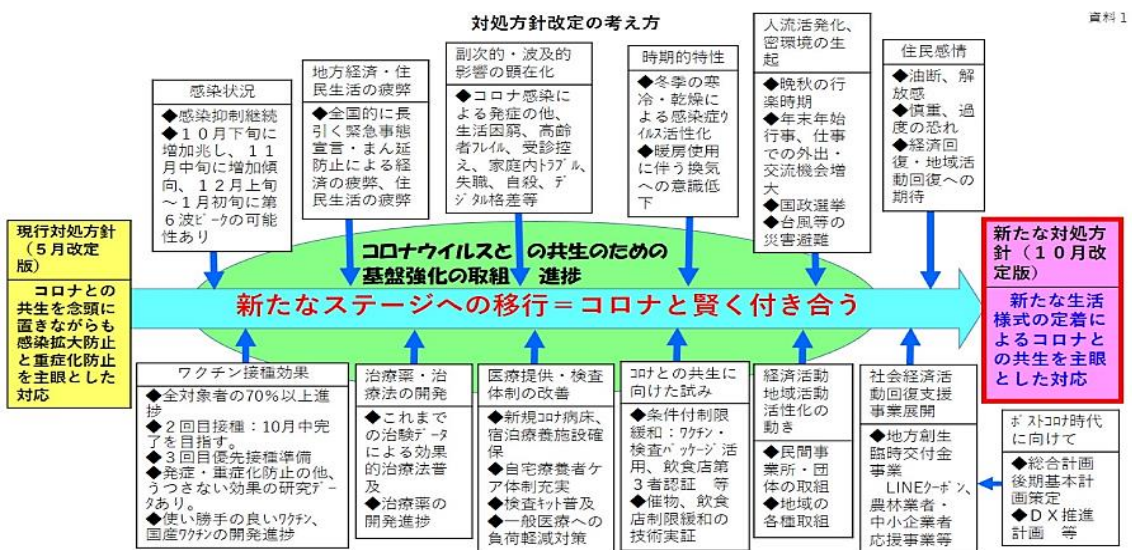
ナとの共生を目指す。

そのため、季節特性を考慮した基本的な感染防止策の定着、3回目ワクチン接種の進捗、医療提供体制・公衆衛生体制確保への寄与を通じて、次の感染拡大の波への対応を容易にする。

また、国・県と連携し、社会経済活動活発化の様々な取組に的確に対応するとともに、コロナ禍を変革や創造の好機と捉え、ポストコロナ時代の社会経済体制の変化に適応し持続的発展につなげるための取組を先行的に進める。

併せて、南海トラフ巨大地震、大規模風水害等自然災害への対応を継続し、併せて今後予期される新興感染症への対応にも備える。

【図表 1 1 コロナ対処方針改定（令和3年10月改定）の考え方】



(4) 情報収集等

第1段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

ア 感染力の強い変異ウイルスの影響及びワクチン接種進捗に伴う抑制効果をデータに基づき正確に把握することに努めた。また、治療薬・治療法やワクチンの開発状況等についても、適宜情報を収集し、市のコロナ対策への影響度を把握した。

イ 市内での陽性確認者（感染者）や濃厚接触者の状況は、県・中部保健所を通じてタイムリーかつ継続的に情報を入手した。特に、クラスター発生に際しては、県・中部保健所との連携を強化して、関係者の把握を迅速に行うよう努めた。この際、市独自の関係機関と調整しつつ、必要に応じて周辺検査事業を活用した。

ウ 感染動向を中期的に把握し先行的な対応を容易にするため、令和3年7月以降、国立感染症研究所が提示する実効再生産数の簡易計算法により県・市の実効再生産数を継続把握した。

(5) 情報提供・市民相談対応

第1段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

ア 情報提供

- ① クラスタ発生に伴う感染拡大阻止に向けた対応等、市長からの緊急メッセージの発信は、従来の方法に加えて同報無線を活用して直接市民に呼びかけることで、市民としての望ましい行動を促した。
- ② ワクチン接種のコールセンターは5か国語の多言語対応で運用した。

イ 市民相談対応

- ① 発熱等の場合の相談窓口は、新たに運用を開始した県指定の発熱等受診相談センター及び市立総合医療センターで対応した。
- ② 3月20日から開設したワクチン接種のコールセンターにおいては、接種予約開始までの間、事前相談へ対応した。

(6) 感染予防・まん延防止対策

第1段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

ア 市民及び家庭での対応

- ① 発症から受診・陽性確認まで3日以上ケースが散見されることから、発熱時等の早期受診を促した。
- ② 「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」の感染リスクが高まる「5つの場面」での行動について注意喚起を行った。特に会食時のこまめなマスク着用に努めることや会話を控えた会食（黙食）を呼びかけた。

イ 事業所・飲食店等での対応

第1段階での対応の継続を促した。

ウ 公共施設の利用

第1段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

- ① 公共施設の感染対策での新たな措置事項
 - a 市内主要公共施設：36施設に42台のA I 検温モニターを設置
 - b 保健福祉センター：乳幼児室床改修、換気機能を備えた空調設備
 - c 子育て関連施設（こども館・放課後児童クラブ等）：除菌・抗菌消毒、空間除菌脱臭機の設置、ディスペンサー設置等
 - d 産業支援センター・伊久美農産物加工体験施設：空間除菌脱臭機設置、換気機能を備えた空調設備の更新
 - e 公民館等の社会教育施設：講師用演台及び総合スポーツセンターのパーテーション設置
 - f 博物館・川根農産物加工体験施設：手洗い場非接触化（トイレ汚水排水、水道蛇口）
 - g 金谷斎場：空調設備更新、二酸化炭素濃度低減のための全熱交換器設置
- ② 公設の一部観光施設については、当面、「静岡県新型コロナウイルス感染症に関する対応指針〈宿泊施設・観光施設用〉」に基づく感染拡大防止対策を

講しながら、国・県・市の事業者支援キャンペーンを最大限に活用して営業活動を継続した。なお、宿泊施設においては、感染拡大地域からの宿泊者に留意した。

- ③ 施設利用者や従業員等に感染者が発生した場合等の休業に際しては、当該施設の利用目的や利用者の特性、休業した場合の影響と代替手段確保の必要性等を十分に考慮することとした。

エ 学校・放課後児童クラブ等での対応

第1段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

- ① 令和3年（2021年）9月30日まで緊急事態措置間ではあったが、夏休み延長は行わず通常授業とした。希望する児童生徒に対してはオンライン授業を行った。この場合、欠席扱いとはしなかった。
- ② インターネット環境のない家庭でもオンライン授業に対応できるよう、モバイルWi-Fiルーター130台を導入し、必要に応じて貸し出しを行った。また、オンライン授業に必要な著作物の著作権使用料等を確保した。
- ③ 第五小学校・第二中学校に対し、換気機能を備えた空調機器の設置・更新等を行った。
- ④ 市立全小中学校23校に対し感染対策に必要な保健衛生用品の整備を行った。
- ⑤ 感染防止策の一環として、一部の中学校でのトイレ洋式化を行った。
- ⑥ 修学旅行に係る保護者の追加負担を軽減するために、延期や中止に伴うキャンセル料を補助した。

オ 保育関連施設での対応

- ① 第1段階での対応を継続した。
- ② 登園管理システムの導入については、第2段階では、こども発達支援センターに対して行った。
- ③ 延長保育・一時預かり・病児保育事業を担う21施設（一部公共施設を含む）に対し、感染対策に必要な消耗品・備品等の購入費用を補助した。
併せて、保育所・認定こども園・地域型保育事業所29施設に対し、感染対策に必要な消耗品・備品等の購入費用を補助した。

カ 社会福祉施設での対応

第1段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

- ① 感染予防マニュアルに基づき、入所型施設については緊急やむを得ない場合を除く面会の制限、納入業者の行動限定、職員の衛生管理、施設内の消毒及び入所者の健康管理等の対策を継続した。
- ② 県と連携し、特に比較的規模の大きい高齢者福祉施設を重点対象に、より効果的な感染防止対策や衛生対策についての研修や助言の実施などの必要な支援を行った。
- ③ 入所型の福祉施設は、利用者や職員の中から感染者が発生したときは、当該感染者との生活空間等の区分けを行うとともに、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に入入りした者等の記録の確認や、入所者及び職員の検査

の実施等により、感染者及び濃厚接触者の有無を迅速に把握することに努めた。

また、通所系、訪問系併設の福祉施設について、さらなる感染拡大を防止するために臨時休業等する場合は、利用者に対し適切な代替サービスの提供が行われるよう促した。

- ④ 高齢者施設等の従事者が業務上の理由で感染拡大地域を訪問した場合等における、事業者が負担するPCR検査費用の一部を助成した。

キ 各種行事・イベント・会合等の開催

第1段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

- ① 「静岡県イベント開催における感染防止指針」を踏まえ、3密回避及び出入時の消毒・マスク着用・検温等の感染防止策の徹底、並びにイベントの形態や種別に応じた感染対策を講じたうえで開催した。

また、全国的・広域的なイベントの開催時には、来場者の居住地におけるガイドライン・対処方針等を踏まえた上で、ご来場の検討をいただくよう呼びかけを行うとともに、その際の情報発信の内容に留意した。

- ② 市が主催する行事・会合・講演会等の開催については、その目的や効果等の必要性、感染予防策の徹底可能性及び社会的影響度を十分に検討することとした。

開催に当たっては、3密回避等の感染予防を含めた各種衛生対策を徹底するとともに、感染リスクを最小限に抑える実施要領を最大限工夫した。

また、行事等終了後、その目的達成度や感染予防策の徹底状況を検証し、新型コロナウイルス感染状況収束後の行事開催のノウハウを蓄積することに努めた。

- ③ オリンピック・パラリンピック事前合宿受け入れに伴い感染対策のために以下の措置を講じた。関係者の感染等の発生はなかった。

- a 合宿所への衛生用品、非接触体温計等の配置
- b 合宿チーム（選手団及びスタッフ）の行動範囲の制限、動線設定
- c 合宿チーム及び関係職員の毎日のPCR検査
- d 市民との交流行事の限定、取材活動の制限等

- ④ 令和3年6月にオリンピック聖火リレーが、感染対策を講じつつ静岡空港及び市内2か所で沿道への観客を迎えて行われた。

- ⑤ 市として、地域でのイベント開催に伴う感染対策について、要望に応じて相談を受け、助言を与える等の対応を行った。

(7) まん延防止等重点措置・緊急事態措置適用への対応：令和3年8月18日～9月30日

ア 感染拡大第5波は県東部及び政令指定都市を中心に広がりを見せ、8月初旬から当該地域に対しまん延防止等重点措置が適用された。その後適用地域の隣接市町に拡大され県中部は8月18日から適用となり、8月20日からは緊急事態措置が適用された。

一旦減少傾向に向かったものの、9月上旬過ぎにリバウンド状態となり、9月30日まで延長された。

イ 緊急事態措置においては、行動制限要請、酒類及びカラオケ設備利用の飲食店の休業要請、それ以外の飲食店の時短要請、大規模集客施設の時短要請、催物（イベント）開催制限を行い、人流や人同士の接触機会の制限による感染拡大の抑制、医療ひっ迫の回避を図った。

3週間後の9月初旬の新規感染者数を14人以下（8月17日現在で約40人）とすることを目標とした。

ウ 感染防止策として、不織布マスクの使用、対人距離2m以上確保、十分な換気を強調した。

エ 接種率が伸び悩んでいる40歳以下へのワクチン接種促進を図った。

オ 上記一連の対策に伴い、市内の1週間新規感染者数は着実に減少した。（8月中旬の60人台から9月初旬にかけて30人台へ減少、9月下旬には10人程度に減少）

カ 公共施設の利用状況は普段の利用者が多い社会教育施設、スポーツ施設等での利用率が措置前の50%～80%に減少した。また、20時以降、市内のほぼ全ての飲食店が閉店した。

キ 市内での救急搬送困難事案は発生しなかった。

ク 自宅療養者への支援、中部保健所への応援職員の派遣を継続した。

（8）ワクチン接種

ア 4月24日から医療機関、消防、市行政機関の医療従事者に対するワクチン優先接種を開始した。

イ ワクチン接種については、国の方針に基づく他、妊婦、子供の育成に関わる職員、児童・生徒等を優先的に行うこととした。

ウ 5月中旬から、当初65歳以上の高齢者を対象に7月末での接種終了と接種対象者への接種率70%達成を目標にワクチン接種を進めた。また、高齢者施設等従事者へのワクチン接種を並行して行った。

① 集団接種：開始5月15日、会場3箇所

② 個別接種：開始5月17日、対応医療機関34箇所（市内診療所、市立総合医療センター）

エ 集団接種会場や個別接種医療機関への移動が困難な高齢者等に対し、タクシーでの送迎等の支援を行い接種率の向上を図った。

オ このため、ワクチン接種の予約の利便性向上、集団接種会場への移動に対する便宜供与、ワクチン接種業務に必要なマンパワーの確保のため、ワクチン接種推進本部の統制の下、職員の配置・運用について庁内横断的な対応を行った。

カ 接種率の概数は以下のとおり。

区分	令和3年8月1日現在		令和3年12月26日現在	
	1回目	2回目	1回目	2回目
全人口	35%	28%	78%	78%
65歳以上	91%	83%	94%	94%
12歳～64歳	9.6%	3.4%	71%	70%

(9) 医療・保健衛生体制の確保

ア 市立総合医療センターの対応

- ① 新型コロナウイルス感染症に対応する診療体制を継続し、感染症指定医療機関として、地域において求められる役割を果たした。

この際、患者数の増加に応じて対応病床を増やす等の対応を行った。また、重症化予防に効果があるとされる抗体カクテル療法も取り入れた。

令和3年度の入院者数は185人であり令和4年度末までの全体入院者数の約33%であった。

コロナ治療のための医療機器として、新たに超音波診断装置、気腹排煙装置、搬送用人工呼吸器、手術室ベッドサイドモニター、リアルタイムPCR検査装置、高速冷却遠心機等を導入した。

- ② 病院の特性を踏まえた組織的・総合的な感染予防対策を講じつつ、外来・入院診療を継続した。5月2日に開院した市立総合医療センターでの診療体制となったが従来の対応体制を維持した。

イ 自宅療養者への支援による保健衛生体制確保への寄与

9月1日から自宅療養者に対して以下の支援を行った。

- ① 保健師による電話での毎日の健康状態の確認
- ② パルスオキシメーターの貸与：令和3年度末の実績は49件
- ③ 5日分の食料品等の配布（親族等による物資調達が困難で希望する人）：令和3年度末の実績は69件

ウ 検査体制強化への取組

- ① 島田市地域外来・検査センターの運営

PCR検査体制強化のため、県の業務委託として、島田市地域外来・検査センターの運営を継続した。

9月末での検査実績は268件、令和3年度末での検査実績は523件であった。

- ② 高齢者または基礎疾患を有する者が高齢者施設等へ新規に入所する場合、希望によりPCR検査を無償で実施し、重症患者とクラスターの発生を防止することで医療提供体制の確保を図った。

検査実績 令和3年9月末：62件、令和4年3月末：107件

- ③ 幼稚園・保育所、学校及び高齢者施設等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合等において、保健所長が濃厚接触者として特定した者以外で、当該感染者と接触した疑いがあるものを対象に唾液を用いたPCR検査を市が無償で実施することにより、施設等内での感染拡大防止の徹底及び市民の不安解消に努めた（新型コロナウイルス感染者周辺検査事業）。

検査実績 令和3年9月末：441件、令和4年3月末：635件

エ その他

- ① コロナ医療以外の通常の医療体制を維持するため、定期通院や受診を控えることなく治療を継続することや、コロナ患者を含めた救急搬送へ支障をき

たすことがないように、適切な救急要請について呼びかけを継続した。

- ② 季節性インフルエンザワクチン接種等の予防接種については、ワクチン供給量を踏まえつつ、例年通り行った。

(10) 市民生活・社会経済活動の安定確保

ア 市役所の業務継続

第1段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

- ① 市役所内（出先機関を含む。）における感染対策について、現行対策について現場レベルで検証するとともに、必要な事項を改善した。

また、市役所内でクラスターが発生した場合でも、最低限の業務を継続しつつ速やかに市役所機能が回復できるよう、あらかじめ対応策を準備した。

テレワーク用PC端末を追加導入（10台）した。テレワーク実績としては、月平均13人強であった。

- ② 看護専門学校においては、業務の特性に応じてウイルスを校内に持ち込まない、校内で感染を拡大させない対策を徹底するとともに、緊急事態宣言下においても授業を継続するための措置を講じた。

a 感染対策として、空間除菌脱臭機を設置した。

b 実習機会の減少を補完するため以下の措置を講じた。

1) 小児母性の実習用シミュレータの導入

2) 訪問看護実習機会減少に伴いモデル人形を使ったハイブリッドシミュレータの導入

イ 事業所の事業継続

第1段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

- ① 感染拡大の状況を見極めつつ、市内での消費喚起や市民による市内観光の呼びかけを行った。また、かかりつけ医での定期受診等、市民ができる消費拡大の動きを呼びかけた。

- ② 市の基幹産業である茶業を守る観点から、売り上げ減少により事業継続が困難な業者を支援するため、荒茶加工事業に要する経費を補助する事業を行った。交付実績は28事業者であった。

- ③ 売り上げが減少した市内農林業者の事業継続を支援するため応援給付金支給事業を行った。給付実績は13件であった。

- ④ 第1段階での事業にひき続き、売上が減少した中小企業者の事業継続を支援するため応援給付金事業（第3弾）を行った。給付実績は746件であった。

- ⑤ 市内の公共交通を担うタクシー・路線バス事業者等に対して給付金の助成を行った。給付実績は9事業者（対象事業者の100%）であった。

ウ 選挙への対応

- ① 投票の権利行使の妨げにならないよう配慮しつつ、投票所での感染症対策を行った。特に、投票所の換気、記載台の消毒は定期的に行い、個人が使用する筆記具は使用ごとに消毒を行った。個人の筆記具の持参も可とした。待

機時や記載台使用時のソーシャルディスタンスの確保を確実に行った。

また、混雑を回避するため、リアルタイムで各投票所の混雑状況をネット配信した。

- ② 投開票事務に従事する選挙事務従事者は、マスクを着用し必要に応じフェイスシールドの装着を行った。このため、投票所及び開票所に感染対策に必要な衛生用品等を配備した。

工 社会経済活動、日常生活の回復・活発化に向けた対応

- ① 地域・各種団体が主催し、創意工夫して計画する各種行事の開催を様々な形での支援により、地域活性化に寄与するよう努めた。

また、地域を維持するための見守り、防災・防犯、地域安全、サークル活動等の市民活動を助長するため、必要な支援を行った。

a 地域活動・市民活動団体への感染対策用器材の支援

- 1) 自治会備付用の非接触型体温計を貸与
- 2) 地域における子育て支援の取組団体（つどいの広場11団体、子育て支援ネットワーク自主活動団体33団体）に衛生用品、二酸化炭素測定器、非接触体温計等を配布した。

b 地域活動の担い手となるWeb講師養成講座を継続するとともに、公民館や山村都市交流センターのWiFiアクセスポイントを増設した。また、金谷生きがいセンターの会議室・ホールのWeb環境を整備し、利用促進を図った。

- ② 免疫力の維持・強化のための生活スタイルを奨励・定着させるため、健幸マイレージ事業や特定健診の受診促進等の事業を推進した。

- ③ 生活困窮、失業・廃業、家庭内トラブル、受診控え・検診控えやフレイル助長等による健康悪化、デジタル格差、ワクチン差別等の副次的・波及的被害顕在化を把握するため、関係各部署で必要なデータを継続把握・共有し、個別対策や総合的な対策立案の資とするよう努めた。

必要に応じて、臨時の相談窓口等を設置して対応した。

- ④ LINEクーポン事業（第3弾）や県の観光施策・消費喚起策と連動した市独自施策の展開、地方創生臨時交付金事業の着実かつ柔軟な予算執行、及び国の新たな経済対策の活用等、あらゆる方策をもって地域経済の活性化を図った。

また、事業経営者・農林業経営者の資金面での支援、飲食・観光・宿泊事業者及び各商工団体の個別の経済活動活性化の取組を支援した。

具体的な主要事業は以下のとおり。

- a 中小企業者の消費回復に資する事業の支援事業
補助金交付実績 17件
- b 中小企業者による商品開発支援事業（商品パッケージ等のプロデュース支援） 支援実績 開発商品数5品
- c 中小建設業者の受注機会を増やし事業継続や雇用維持を支援するため

の公共事業の発注（道路環境改善事業） 12件の工事発注・9建設業者受注

d 新たな生活様式に適した住宅リフォームのための市内利用限定金券配布事業 対応実績 72件

e 市内での新規創業者への支援事業 補助金交付実績 18件

f LINEクーポン事業参加事業者のFM島田によるPR事業

サテライトスタジオのコーデックスタジオ機器設置、56事業者参加

g 中山間地域（川根・伊久美・鶴網・北五和）での移動販売事業のための事業者への補助金交付。販売箇所 32か所

h 茶業を盛り上げることを狙いとし、シティプロモーションの一環としての島田駅南北自由通路ガラス装飾事業

⑤ 国・県の施策を踏まえ、ワクチン・検査パッケージ活用のための支援体制を構築した（ワクチン接種電子証明発行業務等）。

現行の海外渡航に伴うワクチンパスポート電子申請受付、発行業務を継続実施した。

オ 社会経済体制・日常生活回復のための行動制限緩和に向けた対応

① 飲食、イベント、人の移動について、ワクチン・検査パッケージの活用、イベント主催者による感染防止策に関する安全計画の策定及びQRコードによる感染経路の追跡、ワクチン・検査パッケージを前提とする観光振興策の実施等に向けた技術実証（実証実験）の結果を踏まえつつ、緊急事態措置区域やそれ以外の地域における行動制限緩和の動向を的確に把握するよう努めた。

② 市として、市主催のイベント・行事等における包括的な感染対策の結果をデータとして蓄積し、市の地域特性に適合した行動制限緩和やイベント・行事実施判断の指標を、より具体化することに努めた。

カ その他

感染者や医療従事者等に対する差別・偏見、誹謗中傷等の排除を呼びかけるとともに、象徴としてのシトラスリボンの普及啓発に努めた。

また、クラスター発生に伴い、特定の事業所や関係者に対し自粛警察等の行動が発生しないよう、適時に呼びかけを行った。

(10) コロナ禍での災害対応等

ア 感染症対策を考慮した避難所開設・運営要領の普及

令和2年8月に改訂した避難所運営マニュアル、啓発用DVD及び戸別配布のパンフレットを活用した講話や防災訓練を通じて避難所運営手順の確認を促す等、新たな避難所開設・運営要領の普及・定着を促進した。

イ 避難所の感染対策用品の追加整備及びコロナ対策用備蓄物資の活用

① 39か所全ての1次指定避難所への感染対策用品の整備を完了した。

② 非接触型体温計、消毒液、マスク等の衛生対策用品のほか、パーテーションルーム（テント）、簡易ベッド、大型扇風機、アクリル仕切り板、フェイス

シールド等の3密回避用品の指定避難所への備蓄品を最大活用し得るよう、各避難所運営組織での訓練・研修の実施を奨励し、必要な支援を行った。

- ③ 避難所用集合仮設トイレの追加充足を行った。
- ④ 女性用生理用品、乳幼児用・大人用紙おむつを各避難所備蓄品として充足した。

ウ 避難先（場所）の選定・確保

- ① 避難行動の目的と指定避難所への避難以外の避難行動の選択について、継続して普及啓発した。
- ② 想定避難者の規模に照らし、現行の指定避難所での受入れが困難な指定避難所について、予備の避難所の確保・指定について調整を進めた。
- ③ 自宅療養者の避難先について、県関係部局と緊密に連携し、在宅避難、指定避難所での特定エリアへの一時避難、市指定の自宅療養者専用避難施設への避難、県の宿泊療養施設への避難等の措置を講ずることとした。

エ 家庭での消毒用アルコール使用頻度が多くなる中、寒冷期の火気使用と相まって火災発生リスクが高まることから、継続して注意喚起した。

(12) ポストコロナ時代の新たな社会経済体制への適応

コロナ禍を契機とした地方へのシフトやDX推進を加速化させるために、第1段階の取組に引き続き、以下の事業を行った。

ア 地方へのシフトを促す事業

- ① 市内2か所にワーケーション施設、コワーキングスペースを設置

イ DX推進事業

- ① 庁内、部外とのオンライン会議開催のためのネット環境整備（市議会を含む）
- ② 千葉山地区の光ファイバー網整備のための通信事業者への補助金交付
- ③ 市内企業等の情報を1つに集約したWebサイトの構築
- ④ 市出先機関の職員が各人毎にインターネットを使える環境の整備
- ⑤ Web会議やオンライン相談の増加に伴う音声書き起こしサービス導入
- ⑥ 対面式・参集型講演会を代替するためのWebセミナー使用ライセンスの取得
- ⑦ 子育て支援に関するプラットフォームの構築と運用開始
- ⑧ 住民税試算システムの導入（住民税申請書作成、試算をWeb上で実施）
- ⑨ 市役所や支所での窓口手数料のキャッシュレス決済導入 10か所
- ⑩ Web会議用モニター設置 4台
- ⑪ マイナンバーを利用した情報連携に伴う介護保険システム改修等
- ⑫ 新たな電子申請システム導入によるオンライン申請の充実

～ コラム（人々の声）（その2）～

2009年の新型インフルエンザの経験から、大量のマスクを備蓄していたお陰で、コロナ流行当初のマスク供給不足に対応できた。
（高齢者介護施設関係者）

コロナ医療対応では、検査・治療の他に、隔離スペース確保、防護服着脱等の感染対策のための業務量が増え、人手（医療スタッフ）と時間を要した。通常医療への影響は少なからずあった。
（医療関係者）

事業者に対する各種補助金・支援金・応援金給付の申請手続きのサポートを職員総出で行った。通常業務は勤務時間外でやるしかなかった。
（商工団体役員）

家庭内感染の流行等で要介護者へのサービスが困難となり、家族のみでの対応となった。状態悪化や虐待の発生等もあり、結果として入所することになった。
（地域包括支援センター職員）

脳梗塞の要介護者がコロナ感染したが入院要件を満たさず、当面家族と職員等の連携により在宅で過ごした。限られた職員でのギリギリの対応であり、職員が感染したらケアができなかった。
（地域包括支援センター職員）

コロナ流行初期の感染防止器具の市からの支援は、支援の中身以上に、個人事業者にもちゃんと目を配ってくれているとの安心感につながった。
（飲食店経営者）

第3 第3段階：第6波～第8波（令和4年1月～令和5年3月）

（1）第3段階感染拡大期の特性

ア 感染力が強く病原性が弱いオミクロン株を主体として流行した。変異を繰り返し、病原性を弱めつつも感染力、免疫逃避性を強めた（BA.1→BA.2→BA.5系統→XBB系統が混入）

イ この結果、若年層を中心に感染が急拡大し、ブレークスルー感染も多発した。また、高齢者施設、保育関連施設でのクラスター発生も急増した。

ウ 第3段階の1年2か月の間に3回の感染拡大の波が押し寄せ、第3段階累計感染者がコロナ感染全期間の95%以上（全国95%、県・市97%）を占めるに至った。

全国的には感染者が多くなったことで、重症者や死者の絶対数が増えたものの重症化率や致死率は徐々に低下し、感染拡大第8波段階では季節性インフルエンザよりも低くなった。

エ これまでになかった爆発的な感染拡大第6波の到来に伴い、県や県中部地域での病床占有率が40%台後半～50%の状態が続き、医療ひっ迫が懸念されたことから、令和4年（2022年）1月27日から3月21日までの延べ53日間、まん延防止等重点措置が適用された。

（2）対応体制

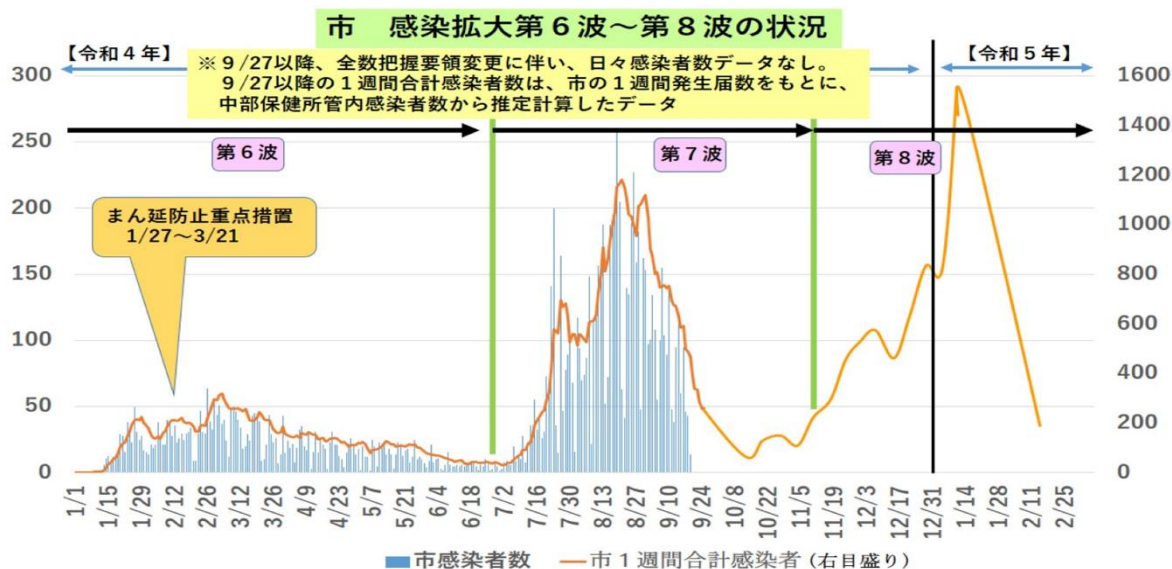
ア 感染力の強いオミクロン株の広がりによる爆発的な感染拡大の状況が続き、コロナ対策本部体制をもって対応した。

イ 令和4年5月31日の第6波収束をもって、コロナ対策本部体制からコロナ対策連絡会体制（関係課長レベル）に移行し、結節における対処方針等の決定等の重要事項の意思決定は、庁議で行うこととした。

これは、第7波以降、政府方針として重症化率や致死率が低下しているオミクロン株の流行下にあっては、行動制限や休業要請等の私権制限を伴う措置は努めて採用しない方向性となったことを受けたものである。

ウ ワクチン接種推進本部は継続運用した。

【図表12 第3段階における感染動向】



(3) 対応方針

ア 感染拡大第6波への対応としてのまん延防止等重点措置適用に伴い、国の基本的対処方針及び県の対応方針を踏まえ、令和4年1月27日付けで市の対応方針を決定し公表した。(当初2月20日まで、その後3月21日まで延長)

イ 感染拡大第6波の収束に伴い、令和4年4月26日付けで市のコロナ対処マニュアル及び対処方針を改定し公表した。

(基本方針)

新たな生活様式の定着によるコロナとの共生・共存を図る中で、感染拡大第7波に対応しつつ、通常の日常生活や社会経済活動回復の取組を積極的に進める。

ウ 感染拡大第7波の収束に伴い、令和4年9月26日付けで市のコロナ対処マニュアル及び対処方針を改定し公表した。

(基本方針)

新たな生活様式の定着によるコロナとの共生・共存を図る中で、次の感染拡大の波に対応しつつ、新たなコロナ対応の枠組み(重症化リスクのある者への保健医療の重点化と患者の療養期間の短縮、全数届出の見直し、陽性者の自宅療養期間の短縮)を踏まえ日常生活や社会経済活動の回復・定着化の取組を積極的に進める。

エ 新型コロナウイルス感染症の「5類」移行への円滑な移行のための取組の一環として、令和5年3月13日をもって感染対策の柱として行ってきたマスク着用の見直しが行われた。具体的には、これまでの「原則屋内必要、屋外不

要」から「個人判断、重症化リスクの高いケースでの着用推奨」となった。

これに伴い、市としてのマスク着用の見直しの考え方を明らかにし公表した。

(基本的考え方)

- ① 医療機関や高齢者施設等を除き「原則個人判断」
- ② 咳エチケットとしてのマスク着用マナーの順守
- ③ 季節性インフルエンザ等の感染症流行に伴うマスク着用の推奨の場合あり。
- ④ 手指消毒、換気等の感染防止策は継続
- ⑤ その他：公共施設のパーテーションは5月7日までに逐次撤去

(4) 情報収集等

第1段階・第2段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

ア これまでのワクチン接種に対し、感染力が強く免疫回避等の変異を繰り返すオミクロン株の特性に着目して情報収集を行った。国や県の公表資料の他、重要事項は直接、国・県・保健所の担当者に電話確認した。新たな情報・重要な情報はコロナレポートとして庁内に随時配信し情報を共有した。

イ 令和4年(2022年)3月以降、コロナ医療全般の基盤強化の取組やデルタ株と比較してのオミクロン株の病原性の低さ、社会経済活動回復への配慮から、濃厚接触者の特定は同居者、高齢者施設等のハイリスク施設、保育施設、学校等に限定されることとなった(感染対策が講じられ重症化リスクが低い一般事業所での濃厚接触者の特定が行われなくなった)。

(5) 情報提供・市民相談対応

第1段階・第2段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

ア 情報提供

- ① デジタル機器になじまない住民への周知を図るため、チラシの各戸配布・組回覧、各種団体を通じての情報伝達等を行った。
また高齢者向けスマートフォン講座を実施してデジタル化への対応をサポートするとともに、外国人に対する多言語対応も継続して行った。
なお、令和4年(2022年)8月からの感染者全数届出要領の見直しに伴い、陽性者数の公式LINEによる配信を中止した。
- ② 市民の関心を高め具体的な行動変容を促すため、グラフや表によって感染状況等を見える化して、市HP及び危機管理課ツイッターにより配信した。
- ③ ワクチン接種に関する情報は、接種予約案内の他、副反応や健康被害救済制度に関する情報を含めて、コールセンターや相談窓口での対応、チラシ配布等の幅広い手段で情報提供を行った。

イ 市民相談対応

第1段階・第2段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

- ① 医療機関の休診期間において臨時の電話相談窓口を設置し、受診先などの相談に対応した。具体的には、8月～9月の土曜日、年末及び1月の日曜日に開設した。

② 市HPにおいて、各種相談窓口の一覧を掲示し相談の利便性を高めるとともに、コロナ感染に係る子育て関連の相談や社会福祉施設での感染対策に関する相談に対しては、必要に応じ保健師や介護相談員等を派遣して対応した。また、各種申請業務について対象者の利便性向上のための取組を行った。

③ 令和4年度（第3段階の主要な期間）の主な相談対応実績は次のとおりである。

a 健康相談件数 例年に比し約 950 件増加（57%増）

b 市民生活相談 例年に比し約 140 件減少（約 10%減）

（相談ニーズの高まりと外出自粛の影響の相殺による数値結果と予測）

c 介護認定の更新申請の臨時的取扱件数 866 件

（参考事例）社会福祉協議会での生活困窮相談対応件数

例年に比し約 200 件程度増加（10数%増）

（6）感染予防・まん延防止対策

ア 全般

感染力の強いオミクロン株の特性を踏まえ、次の2点を重視した。

① 高齢者施設や医療機関のクラスター発生防止及び感染者の重症化防止

② 通常医療を含めた医療ひっ迫や社会経済活動を担うエッセンシャルワーカーの活動への悪影響を極力回避するための感染対策の呼びかけ

イ 市民及び家庭での対応

第1段階・第2段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

① 免疫回避等、感染力の強いオミクロン変異株の特性や発症前及び無症状者の感染能力を考慮し、基本的な感染防止策の定着を促した。特に、冷房を使う夏季や暖房を使う冬季での室内換気、車移動の際の車中の換気を強調した。

② マスク着用については、飛沫防止効果の高い不織布マスクの利用を推奨した。また、厚労省指針に基づき、熱中症対策、激しい運動中の対応、体温調節が困難な高齢者や乳幼児への影響等への考慮を促した。

③ 感染防止策と合わせて免疫力向上のための適度の運動、食事バランス、十分な休養・睡眠、生活リズム等への配慮を促した。併せて、重症化リスクを軽減するために生活習慣病の改善や喫煙習慣の改善及び特定健診の受診を促した。

④ 国の施策に基づく新型コロナ接触確認アプリ「COCOA」の利用を促したが、システムトラブルの発生や普及効果が得られないこともあり、医療機関による感染者の全数報告の見直しを契機に、令和4年（2022年）9月に運用中止となった。

ウ 事業所・飲食店等での対応

第1段階・第2段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

① 感染予防業種別ガイドラインや業界団体により感染対策マニュアルに基づく確実な感染対策の実践及び「ふじのくに安全・安心認証」の取得を促した。

② 令和4年3月以降、一般事業所での濃厚接触者の特定を行わなくなったこ

とを踏まえ、感染者発生時の一定期間の感染防止策の徹底を促した。

エ 公共施設の利用

第1段階・第2段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

- ① 感染対策を講じつつ設置目的に応じた運営を継続することとした。
この際、体温検知システム等の感染対策器材の有効活用、確定申告における事前予約や整理券配布、出張申告における住民税試算システムの活用等により施設利用時の混雑回避を図った。
- ② 市民の利便性確保（直接市役所窓口への訪問回避）のため、関係部署においてインターネットでの閲覧環境を整備した。
事例：道路台帳図、法定外公共物管理図（すぐやる課）
- ③ 関連業者の定期的な出入りについては、動線の指定や専用対応窓口の設置等の感染対策を行った。
施設見学者の受け入れは、感染拡大第7波収束時頃から感染対策を行ったうえで、逐次再開した。
- ④ 公共施設（市管理施設）での感染対策として、以下の事項を措置した。
 - a 観光公衆トイレ利用に伴う感染リスクを低減するため手洗い水栓の自動化・非接触化事業 6施設23台
 - b 看護専門学校空調設備改修
 - c プラザおおりの和式便器の洋式化

オ 学校・放課後児童クラブ等での対応

第1段階・第2段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

- ① 学校内での児童生徒及び教職員の感染予防策を徹底しつつ、教育活動を継続することで、感染予防と学習機会の確保を両立させた。
この際、感染力の強さを踏まえ、不織布マスク着用、人同士の離隔距離、換気等に留意した。また、児童生徒の登校や学校職員の出勤に際し、発熱者の確認等を徹底し、学校内へのウイルス持ち込みを防止するよう努めた。
- ② 感染対策の徹底を図るため、以下の措置を講じた。
 - a 市内小学校191か所、中学校176か所の自動水栓化改修事業
 - b 消毒液等の保健衛生用品の調達 市内23校
- ③ 学校行事、部活動、課外活動等については、集団行動・団体行動の場で感染リスクが高まることに配慮しつつ、活動を継続した。
- ④ 児童生徒に感染者や濃厚接触者が発生した場合、対応マニュアル及び国のガイドラインに基づき対応するとともに、必要に応じ学級閉鎖・学年閉鎖等の措置を講じ、感染拡大を防止することとした。
- ⑤ ICT教育推進（GIGAスクール構想実現）を継続することで、感染拡大期等においても児童生徒の学びを止めることなく、オンライン授業ができる体制を充実させた。
 - a 感染拡大の状況に応じた家庭学習用モバイルWi-Fiルータ貸出
 - b 級外教員用PC端末の整備 113台

c オンライン授業に係る著作権使用料の負担

d PC端末修理中の代替端末の整備

小学校17校に51台、中学校6校に25台配置

⑥ 川根児童館では、3密回避のためにエアコンを増設して使用スペースを確保した。

⑦ 放課後児童クラブは学校に準じて対応した。

カ 保育関連施設での対応

第1段階・第2段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

① 業種別ガイドラインによる感染対策の徹底をはじめ、換気・湿度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかけた。

また、市として以下の事項について各保育関連施設での感染対策を支援した。

a 保育室内の換気機能向上のための壁やパーテーションの改修経費の補助

b 保育所、認定こども園等における感染対策用備品・消耗品等購入費経費の補助 実績は民間27施設、公立2施設

c トイレを介在する感染防止のための公設保育園のトイレの洋式化、非接触蛇口の設置等

② 感染力の強い変異株による小児への感染拡大が広がる傾向にあり、家庭内感染を通じて、また子供の送迎を通じて施設内感染を起こす懸念について、保護者に呼びかけた。

市として、定例の保育所等施設長連絡協議会の場において、施設管理者への注意喚起を行う等、啓発を進めた。

③ 登園時の保護者の滞在時間を短縮するために、登降園打刻システムを活用した。

キ 社会福祉施設での対応

第1段階・第2段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

① 業種別ガイドラインによる感染対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかけた。

② 感染者が発生した場合の重症化予防のため、中和抗体療法や経口治療薬の速やかな投与が受けられるように準備を促すとともに、施設職員や入所者に対する令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチンの追加接種）を積極的に進めた。

また、面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会や遮蔽ガラス（又はアクリル板）越しに面会できる特定の面会室の設置等の対応を工夫するよう働きかけた。

③ 公設の養護老人ホームの感染予防の徹底を図るため、殺菌庫等を設置し、厨房内機器の更新を行った。

④ 通所系、訪問系併設の福祉施設について、さらなる感染拡大を防止するために臨時休業等する場合は、介護支援専門員等と連携して利用者に対し、休業

の事実説明や代替サービスの提供等について丁寧に対応した。

- ⑤ 高齢者施設等の従事者が業務上の理由で感染拡大地域を訪問した場合等に伴う施設内感染予防のために、事業者が負担するPCR検査費用の一部助成や新規入所高齢者のPCR検査の無償実施を継続した。
- ⑥ 社会福祉施設内での感染者が確認された場合、保健所による調査・施設内の消毒が終了するまで、施設利用を一部制限した。この場合、市として通所利用者の代替施設の利用について必要に応じ関係者に指導した。

ク 施設内感染・クラスター発生の抑制

- ① 施設内感染の発生・拡大を抑制するため、業種ごとの感染対策マニュアルの徹底を呼びかけるとともに、厳格な職員管理方式の実践例を参考にスキのない感染防止策を実行するよう働きかけた。
- ② 感染力の強い変異株への置き換わりにより、様々な施設・団体でのクラスター発生を見込み、高齢者・障害者・児童福祉施設・幼稚園等及び学校に配布された抗原定性検査キットの活用による、感染拡大防止を促した。
また、クラスター発生等の感染拡大がみられる高齢者施設に対しては、市が備蓄する抗原定性検査キットを、要請に応じて配布するとともに、抗原定性検査キット使用に必要な防護資材について、必要に応じ一定の支援を行った。
- ③ 子供達に対する感染症対策をより効果的・効率的に進めるため、学校、保育施設、放課後児童クラブ等で感染が判明した場合、市役所関係各課及び市立総合医療センター、医師会、保健所と情報共有するとともに、総合的な対応を進めた。
- ④ 保育関連施設における感染者発生に際し、園医と協議し、濃厚接触者ごとのグループ等の最小限の休園に留めるように対応した。休園とした場合は保育料を返還した。
- ⑤ 濃厚接触者に対する検査を行わないケースが一般的になることから、検査実施の有無に関わらず、5日間の自宅待機（事業者従業員で2日目・3日目検査で陰性を確認した場合を除く。）と7日目までの検温等の健康状態の確認や感染防止策の徹底を呼びかけた。

ケ 各種行事・イベント・会合等の開催

第1段階・第2段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

- ① 市が主催する行事・会合・講演会等の開催については、感染状況によっては人数制限・オンライン方式等を取り入れつつ、何らかの形での実施を追求し、行事等の本来目的の達成を図った。
この際、必要性（緊急性・重要性）、時期的な開催意義、実施によって得られる期待効果、行事参加者の感染リスクや重症化リスクの度合い、社会的影響度、住民感情等を考慮し、規模の縮小・実施要領の変更、又は延期等の選択肢について検討した。
- ② 市共催行事については、市としての意見を付し共催相手との協議により決

定した。

③ 地域限定のイベントや会合は、地域活性化・地域コミュニティの強化・防災対策・見守り活動などを維持・継続する為、3密回避対策や衛生対策を徹底し、事業の目的や必要性を考慮した上で、適切な人数規模・時間計画で開催することとした。

④ 球技場、公園等での同好会やスポーツクラブ等の集団活動を行うに当たり、休憩やミーティング等でマスク無しで密接状態になった場合、またはバーベキュー等飲食を伴う場合等、野外での感染防止策の徹底を呼びかけた。

(7) まん延防止等重点措置適用への対応：令和4年1月27日～3月21日

ア 第7波のピークアウト後の収束までに長期間（全国・県で4.5か月、市で3か月）を要し（新規感染者は階段状に減少）、2回にわたって措置期間が延長された（2月18日、3月4日）。

イ 行動制限要請、飲食店の時短・酒類提供停止要請、集客施設での感染対策要請、催物（イベント）開催制限を行い、人流や人同士の接触機会の制限による爆発的感染拡大の抑制、医療ひっ迫の回避を図った。

ウ 発症2日前から他人に感染させること、感染しても無症状者が多いことを踏まえ、検査体制を強化した。

エ 感染者や濃厚接触者の急増を踏まえ、医療・介護をはじめとする社会機能を維持するための対応及び事業（業務）継続計画の点検・見直しを促した。

オ ブレークスルー感染が増加している状況を踏まえ、高齢者施設・学校等でのクラスター発生抑制のためのワクチン接種を推進（5歳～11歳対象接種を含む。）した。

カ ワクチン・検査パッケージ等、各種制限緩和措置が停止された。

(8) ワクチン接種

ア 希望者に対する接種（接種は努力義務）

① 高齢者に対する3回目接種を令和4年（2022年）2月から本格開始した。3回目接種率を12歳以上人口の70%と目標を設定し、令和4年6月上旬に達成した。

② 4回目接種を令和4年5月から開始した。

③ 令和4年9月26日から、オミクロン株対応ワクチンの追加接種（令和4年秋開始接種）を行った。

④ 5歳から11歳の小児・児童に対する接種を令和4年2月から開始した。この際、「しまだ新コロなび」等を活用し保護者に十分な情報を提供して、必要性、メリット・デメリットに基づき接種を判断できるようにした。

⑤ 令和5年4月2日現在のワクチン接種率は次のとおりであり、県平均を上回った。

区分	3回目	4回目	5回目	オミクロン株対応
全人口	72%	50%	27%	47%
65歳以上	92%	84%	68%	75%
64歳以下	63%	34%	7%	35%

イ 集団接種会場や個別接種医療機関への移動が困難な高齢者等に対し、タクシーでの送迎等の支援を行い接種率の向上を図った。

(9) 医療・保健衛生体制の確保

ア 市立総合医療センターの対応

① 県との調整に基づき中等症以下のコロナ患者のための即応病床を確保するとともに、抗体カクテル療法等により治療を継続した。

感染急拡大による医療スタッフへの負担は増大したが、通常診療への影響も回避しつつ、感染症指定医療機関及び地域医療の中核機関としての役割を果たした。

a 即応病床確保数 令和4年1月～令和5年3月 34床
令和5年4月～ 18床

b 第3段階（第6波以降）5類移行前までの入院者数 305人
（コロナ入院者全体の54.6%）

② 新たに導入したPCR検査装置を活用し、急激な感染拡大による検査ニーズの急増に対応した。

③ 院内の新型コロナウイルス感染症対策会議による取組を継続した。

④ 手術に伴う感染対策として麻酔用気化器、麻酔システム一式、手術用内視鏡システム一式等の医療機器を導入した。

イ 県の地域医療体制拡充事業への対応

① 休日急患診療所に看護師を増員し、休日での診療体制を強化した。

② 休日における発熱等診療医療機関の登録数増加に協力した。
市内診療所等の発熱等診療医療機関への登録は18機関

③ 令和4年1月下旬から島田市内に設置された宿泊療養施設に関する情報を提供した。

ウ 検査体制強化の取組

感染急拡大に伴う検査ニーズの急増に対応すべく国・県の施策と連携し、市独自の取組を進めた。

① 県委託の地域外来・検査センターを令和5年2月まで運用した。
令和5年2月末までの対応実績は延べ838件であった。

② 感染急拡大に伴う医療提供体制のひっ迫を回避し、医療・介護・保育等の従事者が濃厚接触者となった場合の早期の職場復帰を支援するための抗原定性検査キットの配布事業を行った。

また、県の自己検査・療養受付センターへの登録のための自己検査に活用した。

令和5年3月末での対応実績（配布数）は10,990セットであった（調達数：市独自購入8,000セット、県からの配布13,000セット）。

③ 高齢者施設従事者に対するPCR検査補助事業を継続した。

令和5年3月末での対応実績は81件であった。

④ 高齢者又は基礎疾患を有する者が高齢者施設に新規入所する場合の無料P

CR検査事業を継続した。

令和4年度の対応実績は109件であった（内陽性者1人）。

- ⑤ 保育関連施設、高齢者施設等、学校でコロナ感染者が発生した場合の、保健所指定の濃厚接触者以外の接触疑いがある者への周辺検査事業を継続実施した（県の無料検査事業を優先）。
- ⑥ 民間の検査機関の情報、調剤薬局での検査キット販売、コンビニエンスストアでの検査キット配送サービスについて情報提供した。

エ 保健衛生体制強化支援の取組

- ① 引き続き、求めに応じ中部保健所に応援職員を随時派遣した。

令和4年度の派遣実績は16人であった。

- ② 自宅療養者に対するパルスオキシメーターの貸与、食料品（5日分）の支給、健康観察を継続実施した。

コロナ対応第3段階（令和4年1月～）での対応実績は以下のとおり。

- | | | |
|---|--------------|------|
| a | パルスオキシメーター貸与 | 193件 |
| b | 食料品支援 | 777件 |
| c | 健康観察 | 29件 |

- ③ 県の取組としての市内診療所における電話やオンラインによる診療・経過観察の対応状況や酸素ステーションの設置について情報を収集し、求めに応じ市民への情報提供を行った。

- ④ 年末年始等の抗原定性検査キットの配布、保健師による電話相談対応等の休日における発熱等への対応を行った（再掲）。

オ 感染拡大に伴う歯科受診控えに対応するため、在宅療養者等への訪問歯科診療事業を行った（歯科医師会に医療機器を貸与し、市と連携して訪問歯科診療を実施）。治療実績は154人

また、重症化リスクの高い妊婦や高齢者の他、市内保育園等での歯科検診における感染を予防するため、歯科検診備品の滅菌機を更新した。

カ 新型コロナウイルス感染症対応のワクチン接種のほか、例年実施している各種ワクチン接種については、接種間隔に考慮しつつ通常通り実施した。

この際、季節性インフルエンザとの同時流行を抑制し医療提供体制のひっ迫を防止するためインフルエンザ予防接種の一部を助成して予防接種の促進を図った。

（10）市民生活・社会経済活動の安定確保

ア 市役所等の業務継続

- ① 市役所職員等の感染や濃厚接触者の急増を踏まえ、職場環境の感染対策の点検や見直しを行いつつ業務を継続した。
- ② 所管業務の特性に応じて、時差出勤やテレワーク等の感染対策を継続した。
- ③ 令和4年（2022年）3月以降、社会経済活動維持のために、政府による濃厚接触者の待機期間、感染者の療養期間及び濃厚接触者の特定、職場復帰

の基準等に関して、逐次見直しが行われたが、その都度対応フロー図を修正、周知し職員の混乱を防止した。

例えば、職員が家庭内感染等により濃厚接触者となった場合の職場復帰について、自宅待機期間の短縮を踏まえて対応した。

- ④ 今後、現行の業務継続計画を大規模感染症の特性を踏まえた内容への本格見直しに反映させるため、これまでの対応実績の収集・整理、分析・評価を促した。

イ 事業所の事業継続

- ① 濃厚接触者への対応（2日目・3日目の抗原定性検査陰性で復帰可能、エッセンシャルワーカーは毎日検査で従事可能）やコロナ感染者の療養期間の見直し（7日間かつ症状軽快後24時間で解除、無症状者は5日目検査陰性で6日目に復帰可能）について周知を図った。
- ② 中小事業所に対する事業継続計画や事業継続力強化計画の策定や体制整備を支援した。
- ③ 市内の公共交通を担うタクシー・路線バス事業者等に対して給付金の助成を行った。給付実績は8事業者（対象事業者の100%）であった。
- ④ 物価高騰等の中での福祉サービス事業の継続を支援するため、関係福祉事業者への支援金を交付した。交付実績は以下のとおり。
 - a 障害福祉サービス事業者 15 法人 39 事業所
 - b 特別養護老人ホーム等の介護サービス事業者 46 法人
- ⑤ 物価高騰等の中での保育事業の継続を支援するため、民間及び公立保育所等の給食に要する経費の一部を補助した。
助成実績は、民間 17 施設、公立 2 施設
- ⑥ 物価高騰の中での公共施設運営を担う指定管理者に対し、光熱費等に係る支援金を交付した。支援実績は 17 件 28 施設

ウ 社会経済活動、日常生活の回復・活性化に向けた対応

- ① 各種行事、地域行事の回復・活性化
 - a 感染状況を考慮しつつ、市主催行事を再開するとともに、地域行事、商工団体行事等を再開する動きの後押しを行った。
具体的には、市が直接関与する大規模な観光行事（島田大祭、大井川大花火大会、しまだ大井川マラソン in リバティ、市民文化祭、産業まつり、金谷茶まつり等）等の規模を縮小しての再開、地域団体行事主催者への相談対応、感染対策器材の貸し出し、市管理施設の利用促進（申請者への手続き支援等）を行った。
なお、感染対策としての非接触型体温計の貸出率が90%以上に達し、地域活動の回復の兆しが見られた。
 - b 民生委員や交通安全等の見守り活動についても、徐々に通常状態での活動に回復するよう促した。
 - c コロナ禍により各種包括ケア推進事業（居場所作り等）から足が遠のい

た高齢者に対し、電話での呼びかけや直接訪問による声かけを行い、状況を個別に把握するとともに、事業への参加を促した。

- d 高齢者支援「ふれあいの場」事業の一環として、紙芝居によるコロナ感染者への差別・偏見等防止の啓発を行った。また、シトラスリボンの配布等の差別偏見や誹謗中傷防止の啓発活動を継続した。

② 日常の健康維持活動の奨励

日々の習慣としての散歩、地区のラジオ体操等の継続を促すとともに、健康マイレージ事業の活用や市民のスポーツ活動の促進を図った。

③ 波及的・副次的被害への積極対応

- a 生活困窮、失業・廃業、家庭内トラブル、受診控え・検診控えやフレイル助長等による健康状態の悪化、デジタル格差、ワクチン差別等の波及的副次的被害の顕在化の状況を把握するよう努めた。

この際、社会福祉協議会との連携した生活困窮者自立相談支援事業等による生活困窮者の支援に留意した。

市民相談窓口の相談件数は、各種支援策や外出控えの影響も考えられるが、数値的な増加はみられなかった。また、生活保護申請件数の著しい増加もみられていない。

なお、要介護認定数はコロナ前の平成30年度末からコロナ5類移行前の令和5年度末時点で1.4%（460人超）増加していることから、高齢化の進捗に加えて、一定程度のコロナ禍の影響も考えられる。

- b 国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』に基づく生活困窮者等への支援施策（生活困窮者自立支援金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）へ対応した。引き続き、コロナ対応交付金事業の一環として、市独自の生活困窮者支援の要否について検討した。

- c 物価高騰による市民生活への負担軽減に寄与するため、国の自治体マイナポイント事業を活用し、市独自のマイナポイントを上乘せする事業を行った。結果としてマイナポイントの交付率は72%超えとなった（令和5年3月1日現在）。

- d 物価高騰に伴う学校児童生徒の保護者の経済的負担軽減のため、給食に要する経費の物価上昇分を補填した。

- e 出産・子育ての伴走型支援の充実と物価高騰の影響を受ける若い子育て世代の経済的支援のために、応援金を交付した。

交付実績は、出産応援金817世帯、子育て応援金493世帯

- f 物価高騰の中、公的証明書の発行手数料を減額するためのコンビニ交付

- g 物価高や在宅時間の増加に伴う電気量負担が増加するなか、再生可能エネルギーを利用した自家発電・自家消費のための設備設置を希望する人に対して補助金を交付した。交付実績は20件

- h 市税、介護保険料及び水道料金等の支払が困難な生活困窮者に対しては、個別事情を慎重に勘案し、必要に応じて支払い期限猶予や減免の措置を講じた。

令和4年度の対応実績は以下のとおりである。

市税支払い猶予0件（令和2年度・3年度が111件）、介護保険料減免3件、水道料金支払い猶予2件

④ 経済・雇用対策

- a 市内中小店舗の利用を促すとともに、消費を喚起するためLINEクーポン事業（第4弾）を行った。登録店舗数 478店舗
- b 旅行需要を喚起し観光産業の回復を図るため、観光体験・宿泊事業者のサービスに対するクーポン券の発行を行った。対象は体験25件、宿泊18件であった。
また、観光・教育バスツアーを誘客し観光産業の回復を図るため、関連事業者に助成金を交付した。令和4年9月の台風15号に伴いキャンセル等があったものの73件48事業者に助成し、6,600人以上の誘客を達成した。
- c 市内温泉施設の利用促進や観光客の消費機会創出のため、温泉無料開放のための補助金交付や出店販売事業（延べ9回、120店舗）を行った。
- d 消費が落ち込んだ地域経済の回復を図るため、東京において地場製品の販売や観光情報発信等の交流イベントを行った。併せて島田市において市ふるさと大使による講演会を行った。
- e 中小企業者の経営基盤強化のため、以下の助成事業を行った。
 - 1) 経済変動対策貸付金利子補給事業 1件
 - 2) 中小企業者事業継続力強化事業補助金事業 8件
 - 3) 新ブランド創出事業補助金事業 4件
 - 4) 中小企業者等燃料価格高騰等緊急対策給付金交付事業 206件
 - 5) 貨物自動車運送事業者応援給付金交付事業 47件
- f まん延防止等重点措置に伴う県の協力金や事業継続応援金制度の相談窓口の紹介を通じて円滑な申請、早期受給への働きかけを行った。
- g 国の事業復活支援金、中小企業活性化パッケージに基づく資金繰り支援、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等の補助制度等の活用を促した。

- ⑤ コロナが原因で失職したことで保育施設を利用できないケースに対して、再就職するまでの間を含めて入園・在園できるように措置した。

(11) コロナ禍での災害対応等

第1段階・第2段階での対応の他、特記事項は以下のとおり。

ア コロナ禍での災害対応体制の整備

- ① 自宅療養者の避難先について、県関係部局と緊密に連携し、在宅避難、指定避難所での特定エリアへの一時避難、市指定の自宅療養者専用避難施設への避難等について、一連の手順を確認した。
- ② コロナ対応が必要な人員規模について、事前に県との情報共有を行った。
- ③ 避難所に簡易トイレ・便袋等を追加配備した。

イ 令和4年9月台風15号災害への対応

- ① 台風15号災害において、夜間の状況急変に伴い在宅避難、地区公会堂へ

の自主避難を求めた。避難行動に際して、感染症対策上の問題点はみられなかった。

② 被災地区での応急復旧活動において、地区住民が協働して被災家屋や被災箇所の復旧作業に従事したが、感染対策上の問題は見られなかった。

(12) ポストコロナ時代の新たな社会経済体制への適応

コロナ禍を契機とした地方へのシフトやDX推進を加速化させるために、第1段階・第2段階の取組に引き続き、以下の事業を行った。

ア 地方へのシフトを促す事業

① 緑茶や島田の逸品等の物販や観光PRのために、東京駅に隣接するイベントスペースでのアンテナショップの出店＝全国放送された。

② 空港周辺の賑わい創出・シティプロモーションのための航空機へのラッピングやマイクロツーリズム委託事業

イ DX推進事業

① 公開型地理情報システムへの防災情報や通学区域情報を追加

② 子育て支援プラットフォームを活用した児童扶養手当等の支払い通知のオンライン化

③ 福祉情報システムのモバイルワークPCの配備

④ マイナンバーを利用した情報連携に伴う介護保険システムの改修（完了）

⑤ ロボットを活用した見守り活動の効果を検証するための実証実験を実施（6つの中学校校区、25人）

⑥ 中小事業者のDX推進による生産性向上を目的とした啓発講座の実施

⑦ 産業支援センターでのオンラインによる個別相談・セミナー実施のための大型ディスプレイ設置

～コラム（人々の声）（その3）～

中学校卒業の時の修学旅行が中止になってしまった。学校の文化祭も規模縮小、地域のお祭り等も殆どが中止となり寂しい思いをした。コロナ流行始めの頃は、わからないことが多く不安もあったが、次第にコロナが流行しても仕方がないことだと思った。（市内在住高校生）

コロナに関する情報は、地域（隣組）の人々がやさしい日本語で教えてくれたりした。市からの緊急的なメール等は外国語に翻訳して配信してくれると助かる。市HPの英語翻訳はわかりづらい。（市内在住外国人）

コロナが流行し始めの頃に、感染が判明したことで周りからの誹謗中傷を受けて、精神的にかなり追い詰められた人がいるとのこと。鳥田市は、孤立している人等を温かい言葉で支え合い、地域の人々同士が深くつながる街になって欲しい。（市内在住10代女性）

マスク着用が当たり前になって、化粧せずに外出できて楽だと思っていた頃、家庭内感染でコロナ陽性となった。事前に体温計・ハルスオキシメーター・解熱剤・感冒薬・うがい薬をいつでも使えるよう準備していたお陰で、自宅療養に対応できた。（市内在住主婦）

授業での直接対話の機会が減ったことで、学生の対話能力や相談意欲の低下が懸念される。（市内専門学校教職員）

3回目ワクチン接種後、しばらくして感染が判明した。感染経路は心当たりがなくコロナの感染力の強さを実感した。39度近くの発熱、咳、喉の痛み等が3日以上続き普通の風邪以上につらい思いをした。高齢者や持病のある人は用心に越したことはない。（市内在住高齢者）

第3章 感染症法「5類」移行後の対応

第1 「5類」移行後の対応の概要：令和5年5月8日～7月末

(1) 「5類」移行後の感染状況の特性

- ア 令和5年（2023年）5月8日以降、大型連休による人流拡大、マスク着用者の減少、免疫効果の減衰等により、緩やかな増加傾向となった。
- イ 免疫すり抜け特性の強い「XBB」系統の変異株への置き換えりが相当進んだ。致死率や重症化率は従来のオミクロン株に比し大きな変化はない（季節性インフルより低い）。
- ウ 6月中旬以降、新規感染者数の明らかな増加傾向となった。7月下旬からは明らかな感染拡大第9波の兆しが見られた（県の「感染拡大注意報」レベル）。市の推定新規感染者数は、感染拡大第8波の令和4年11月下旬のレベルであり、9月から10月にかけて第9波とみなされる感染拡大期のピークを迎える可能性がある。

また、県レベルでは、季節性インフルエンザの流行が6月に入っても続いた。さらには、保育関連施設での子供の胃腸炎発症が多発し症状が長引く傾向も見られた。

これは、コロナ禍での3年間に、徹底した感染対策に伴い子供たちが季節性インフルエンザウイルスやコロナ禍以前の様々な感染症ウイルスに暴露される経験がなく、免疫を持っていないことによるものと考えられている。

(2) 「5類」移行後の対応動向

- ア 日々の感染データの把握がなくなり、1週間ごとの定点把握による各保健所管内ごとの感染データの公表となった。
- イ マスク着用率はかなり減ってきた。また、市役所及び公共施設（医療機関や高齢者施設等を除く。）での飛沫防止のためのパーテーションは撤去された。また、飲食店等でも逐次撤去する動きが見られている。
- ウ コロナ医療体制は徐々に拡充された（コロナ外来対応医療機関の登録増加）。
- エ ワクチン接種は、5月8日から初回接種を終了した重症化リスクの高い人々への接種が開始され、計画どおり進捗している。
- オ 各種行事・イベントや地域活動は、コロナ前と同規模での実施に徐々に回復しつつあり、逐次活発化の動きがみられている。また、観光客も戻りつつある。

【図表13 「5類」以降後のコロナ感染動向】



第2 「5類」移行後の対応

(1) 対応体制

ア 「感染症対処マニュアル」に基づく「感染対策連絡会」を廃止し、通常の業務システムに基づく対応とした。

イ ワクチン接種推進本部は、特例臨時接種の終了時（令和6年3月31日）まで継続運用することとした。

(2) 対応方針

ア 5類移行後の経過措置としてのコロナ医療提供体制の拡充、個人負担なしでのワクチン接種、相談体制の維持に対応しつつ、今後は基本的な感染対策やワクチン接種を継続しながら日常生活や社会経済活動の本格的回復に向けた取組を加速化させることを基本的な対応方針とした。

イ この際、3年余りのコロナ禍による波及的・副次的被害への対応やコロナ罹患後症状（いわゆるコロナ後遺症）への目配りを行うこととした。

(3) 情報収集等

ア 県が1週間ごとに公表する基幹医療機関による定点把握のデータ及び警報アラートの発表状況を継続把握した。

イ 医療機関や高齢者施設等での陽性者等発生については、所管課において適時状況を把握し、結節において庁内で共有した。

ウ 県が実施する病原性の高い変異株に関するゲノム解析情報について、適時把握した。

エ 「5類」移行に伴う、医療費の一部公費負担や相談体制継続等の暫定措置の見直し等に関する情報を確実に把握することとした。

(4) 情報提供・市民相談対応

ア 「5類」移行に伴う対応について、市HPや広報しまだ等により広く周知した。特に、コロナ外来対応医療機関、罹患後症状（後遺症）への対応について、県公表資料に基づき情報提供した。（市内後遺症外来登録民間医療機関は1か所）

イ 一般市民による案件ごとの相談は、引き続き市役所各課の相談窓口で対応した。この際、健康・受診相談やワクチン接種に関する相談の他、波及的・副次的被害に関する相談には、必要に応じて社会福祉協議会等と連携して対応した。

(5) 感染予防対策

ア 感染予防対策の重点

高齢者施設等及び医療機関等での重症化リスクの高い場所での感染対策を継続して行った。

イ マスク着用

飛沫による他人に感染させない効果に着目し、咳エチケットの観点からの着用の要否を判断すること、発症前からの他人への感染可能性というコロナウイ

ルスの特性を考慮し、高齢者施設等や医療機関利用時、公共交通機関利用時の混雑した状況下では、努めてマスクを着用するよう呼びかけた。

ウ 日常生活における免疫力の維持・向上

適度な運動、バランスのとれた食事、十分な休息・睡眠等、規則正しい生活習慣を心がけること、生活習慣病（肥満、高血圧、糖尿病等）や喫煙が重症化リスクを高めることから、特定健診の受診や生活改善に努めるよう呼びかけた。

エ 事業所での対応

- ① 関係団体による手引書を参考に事業所や利用者の特性に応じた対応を促した。
- ② 発症者の療養と回復後の出勤等について、コロナウイルスの特性を踏まえて外出自粛や職場復帰のタイミングを検討するよう促した。

オ 公共施設の利用

施設及び利用者の特性に応じ、混雑緩和、換気、手指消毒、検温等の感染対策を継続した。なお、医療機関や高齢者施設等の重症化リスクの高い施設等を除き、従来行ってきた感染防止策について、以下に留意して対応した。

- ① 備品や共用部分の消毒は、通常の日常清掃で足りること。
- ② 感染防止策として行ってきた飛沫防止用のパーテーションは特段求めないこと。
- ③ 入場時検温は重症化リスクの高い利用者の有無や感冒等の流行状況に応じて適宜対応すればよいこと。

カ 学校等及び放課後児童クラブでの対応

- ① 季節性インフルエンザへの対応と同様の扱いで対応した。
- ② マスク着用については、国のガイドラインを参考に対応するとともに、同調圧力によるマスク着用やマスク外しの児童生徒の孤立化等に留意しつつ、個別の状況に応じた対応を行った。

キ 保育関連施設での対応

感染予防に関する手引き等を参考に、換気・湿度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかけた。

ク 社会福祉施設での対応

- ① 社会福祉施設関連団体による手引き等を参考に、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかけた。
- ② 感染者が発生した場合の重症化予防のため、中和抗体療法や経口治療薬の速やかな投与が受けられるように準備を促した。
- ③ 施設職員や入所者の希望者に対するワクチン接種を行った。
- ④ 陽性者発生時には、従事者の集中的検査は行政検査として継続することとされた。
- ⑤ 従来の施設内感染予防のために事業者が負担するPCR検査費用の一部助成や新規入所高齢者のPCR検査の無償実施事業は、令和4年度末までに廃止した。

(6) ワクチン接種

ア 国の方針に基づき、計画的に希望者に対するワクチン接種を進めた。なお、重症化リスクの高い人々への接種を除き、努力義務扱いではなくなった。

- ① 初回接種を終了した5歳以上の重症化リスクの高い人々への接種を5月8日から開始した。(9月からの接種を含め年2回の接種を予定)
- ② 初回接種を終了した5歳以上の重症化リスクの高い人々以外の人々への接種について9月から開始できるよう準備中である。
- ③ 生後6か月以上の初回接種を、通年にかけて実施している。

イ ワクチン接種に関する相談対応を継続した。

(7) 医療提供体制の確保

ア 市立総合医療センターの対応

病院の特性を踏まえた組織的・総合的な感染予防策を継続しつつ、新型コロナウイルス感染症に対応する診療体制を継続した。

5月8日以降は、条件付きで入院患者との面会を再開した。

イ コロナ治療受入れ体制拡充の取組状況の把握

コロナ外来対応医療機関への登録を適時把握し、必要に応じ市民への情報提供や啓発を行い、コロナ治療に関する不安軽減を図った。

(7月14日現在、22医療機関が登録)

(8) 市民生活・社会経済活動の安定確保

ア 市役所の業務継続

これまでのコロナ対応の実績を踏まえ、感染症対応の特性に応じた現行の業務継続計画の見直しを行っている。

イ 事業所の事業継続体制整備の支援

- ① 中小事業所の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定を促した。
- ② 介護サービス及び障害福祉サービスの安定的な提供体制の維持に努めている介護サービス事業所等に対する支援金の交付について、引き続き実施予定

ウ 日常生活、社会経済活動の本格回復・活発化に向けた対応

- ① 各種行事・イベント・会合等の本格再開

市主催行事、地域行事及び民間団体主催は、必要な感染対策を講じつつコロナ禍前の実施規模・要領に戻してきた。併せて会合等はDX推進の一環として、状況に応じてオンラインで行った。

- ② 地域活動等の活性化

a 地域コミュニティ強化、見守り、防災等の活動のさらなる活発化を呼びかけ、求めに応じ助言や従来施策に基づく支援を行った。

b 高齢者支援に係る各種事業への参加が遠のいた高齢者に対し、個別に電話や直接訪問による声かけを行い事業参加を促した。

- ③ 健康維持事業の推進

免疫力の維持・強化のための生活スタイルを奨励・定着させるため、健幸マイレージ事業や特定健診の受診促進等の事業のさらなる推進に努めた。

④ 波及的・副次的被害への積極対応

a 生活困窮、失業・廃業、家庭内トラブル、受診控え・検診控えやフレイル助長等による健康状態の悪化、デジタル格差、ワクチン差別等の波及的・副次的被害顕在化を把握するため、関係各部署で必要なデータを継続把握・共有し、個別対策や総合的な対策立案に活用するよう努めた。

また、社会福祉協議会との連携による生活困窮者自立相談支援事業や年間を通じたフードバンク事業による支援を行った。

b 地方創生臨時交付金事業の一環として、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」活用による事業化に加え、市独自の生活困窮者支援を継続検討中である。

c 市税、水道料金等の支払いが困難な生活困窮者に対しては、個別事情を慎重に勘案し、必要に応じて支払い期限猶予や減免の措置を講じた。

⑤ 経済・雇用対策等

a 地域経済を再生・回復・強化するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、燃料・物価高騰対策と連動した農林業事業者や中小企業・小規模事業者支援策を展開した。また、「コロナ借換保証」等の資金繰り支援をはじめとする国・県の支援策についても広く情報提供を行った。

b 上記の一環として、製造業の国内回帰といった産業転換や少子高齢化などの社会経済情勢をにらみつつ、産業構造を踏まえた市独自の産業施策・雇用施策を進めるべく対応した。

c インバウンドの本格的な回復や国内旅行者の増加・需要に対応するため、観光・宿泊事業者をはじめとするサービス産業や外食産業の受け入れ環境の整備と高付加価値化を図り、地域産業の活性化を図った。

(9) コロナ流行下での災害対応

ア 6月初旬に台風2号接近に伴う梅雨前線の活発化により、線状降水帯が発生し、昨年9月の台風15号に匹敵する豪雨となったことから、山間部の土砂災害の危険度が高い地域に対し避難指示を発令した。避難者数が限定的であったこともあり、避難所での感染対策上の問題は見られなかった。

イ 市主催の土砂災害避難訓練、水防訓練（いずれも6月）は、コロナ禍前の規模で行った。

(10) ポストコロナ時代の新たな社会経済体制への適応

ア 地方創生臨時交付金事業及び令和5年度予算に基づく新たなビジネススタイル構築支援、移住定住促進事業等の経済対策及びDX関連事業を着実に推進することとしている。

イ 総合計画後期基本計画に基づく実施計画や「島田市まち・ひと・しごと総合戦略」で事業化したポストコロナ時代に向けた取組の着実な進捗を図ることとしている。

ウ 令和5年度に行う「島田市デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）」策定やDX推進計画等の見直し作業において、ポストコロナ時代に向けた新たな

取組を検討中である。

エ 市民や市内事業所自らが新たな事業を創出し展開するきっかけとなる場を提供し、補助金に頼らない持続性のある事業展開につなげることに努めた。

第4章 次の大規模感染症に備えての教訓と課題、取組の手掛かり

第1 市のコロナ対応の体制と対応方針の確立

(1) コロナ対策本部設置のタイミング

令和2年4月7日の初めての緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づき市のコロナ対策本部を設置した。

⇒新型インフルエンザウイルス等の、より病原性の高い大規模感染症の場合は状況の急変に迅速・的確に対応するため、政府又は県と同じタイミングで任意で設置する選択肢も検討が必要である。

(2) コロナ対策本部の構成

島田市新型インフルエンザ対策マニュアルに準じた組織構成としていた（庁内幹部職、病院事業管理者、島田消防署長、消防団長）。

⇒情報共有や対応策の協議を効果的・効率的に行うため、感染症の特性に応じて、指定（地方）公共機関、社会福祉協議会、商工団体、自治会等の代表等の参加を含める選択肢の検討も必要である。

(3) 市の対応方針の明確化と状況推移に応ずる適時の修正

国の基本的対応方針や県の対応方針を踏まえつつも、市の特性・実情、感染状況及び社会経済活動の動向に応じて、適時対応方針の改定を行い、状況に適合した取組を総合的に進めることに努めた結果、個別の取組ごとの相乗効果を生み一定の成果を得ることができた。

(4) 平素の協力関係に基づくコロナ対応全般にわたる連携体制の構築

ア ワクチン接種体制構築と運用、自宅療養者支援、検査体制の強化、マスク・消毒液等の衛生用品・資器材の配布、生活困窮者支援、事業者支援等の取組について、医師会・薬剤師会、社会福祉協議会、商工団体、関係事業所との平素の協力関係を基礎に適時に有効な対策を打つことができた。

⇒大規模感染症対応を含めた連携について、より多くの災害応援協定締結事業者との連携協議を深化することが求められる。

イ 令和2年から令和3年にかけて3回の市議会臨時会の開催により、緊急かつ重要事業について予算の議決が得られた。

第2 情報収集等

(1) 感染者、重症者に関する市への情報提供は限定的であり、市として市内の感染状況の具体的な把握・分析が困難な状況であった。

⇒今後、病原性の高いウイルスによる感染症まん延の場合は、疑似症患者や濃厚接触者を含めて、県と連携した市としての個別対応が必要と考えられ、県と

の情報共有のあり方について検討が必要である。

- (2) 飲食店や高齢者施設等でのクラスター発生時において、市独自の周辺検査事業によって感染の範囲を特定することに努めた。また、高齢者施設入所者等への検査補助事業も行い、一定の成果を得た。

⇒感染拡大のみならず、関係者に無用の不安を与えないためにも周辺検査事業は有効であり、法令に基づく行政検査との関係の整理、検査実施の財源確保の制度化について検討が必要である。

⇒一方で、飲食店クラスター発生時の周辺検査事業は、緊急的な措置であったことから、検体採取（唾液）に習熟していない担当課職員が臨時に対応した。

一定数の一般職員に対しても、防護服の着脱や検体採取について研修をあらかじめ行っておくことが有益である。

- (3) 高齢者施設や保育関連施設での感染状況把握において、急激な感染拡大に伴い事業者の報告業務負担が増えることになった。

⇒報告様式やIT活用による報告手段の簡素化により業務負担を軽減できたことから、今後は流行の初期段階から報告要領の簡素化の工夫が必要である。

第3 情報提供・市民相談対応

- (1) 公式LINEアプリや子育て応援サイト「しまいく」を活用したコロナ関連情報の発信、ワクチン接種予約サイトの開設、LINEクーポンの配信等により市民の利便性向上に寄与したことは、市が先駆的にデジタルマーケティングやDXの取組を進めた成果であり、引き続き先駆的な取組の推進が求められる。

- (2) 高齢者等、デジタル機器になじまない住民への確実な情報伝達、重要事項の市民への幅広い周知を図るため、自治会備付のPCメールや各種団体を通じた口コミによる情報拡散等、より効果的な情報伝達についてさらなる工夫が必要である。

また緊急かつ重要な情報の伝達に際しては、外国人の理解の容易性を考慮し各種情報伝達ツールの多言語化や発信文の平易化等の工夫が求められる。

- (3) コロナ禍での地域活動について、殆どの自治会で規模縮小や実施要領の工夫によりできる範囲での活動を継続した。自治会アンケートによると、活動実施にあたって地域住民の合意形成に苦労したとの声が多くあったことから、市として、地域活動実施に関するより個別具体的な指針を示す等の対応について検討が必要である。

- (4) 感染状況の評価やその後の感染動向の予測等については、医師会や市立総合医療センターなど日頃診察を受けている医師からのコメントを発信することで信頼性や安心感が得られるとの意見があり、今後の対応での工夫が必要である。

市民意識調査結果によると、健康被害に関する懸念が多いことから、不安軽減と望ましい行動を促すため、専門家と市の担当者によるWeb会議方式での一般住民への説明会等の機会を増やすことも検討が必要である。

- (5) 市民に広く感染対策の望ましい行動を促すために、デジタルマーケティングの手法を活用し、対象区分に応じた情報発信の方法について、さらなる工夫が必要

である。

(6) 感染状況に応じ、休日においても相談窓口を運営したことは、緊急の患者対応や市民の不安軽減に効果的であった。今後も、状況に応ずる柔軟な対応が求められる。

一方、令和2年の感染流行初期段階（コロナ対策本部設置以前）においては、問い合わせに一元的に対応する部署が無かったことから、情報不足もあり度重なる市民からの問い合わせ対応に混乱が生じたことがあった。

(7) 保育関連施設や高齢者施設等の事業者からの相談に担当課が迅速に対応するとともに、施設内感染者発生時に事業所を訪問し助言する等、きめ細かな対応を行ったことは行政への事業者からの信頼獲得につながった。

第4 感染予防・まん延防止対策

(1) 全 般

市民一丸となった感染対策により、他地域に比し低いレベルで感染拡大が抑えられたといえる（人口密度が低いことは抑制要因、世帯当たり人口が多いことは助長要因）。これにより総合病院が1か所のみであり、市民10万人当たりの医療機関数が県平均より低いという状況下にあっても、医療ひっ迫を回避できた。

またコロナ感染による直接の死亡者や重症者も一定程度に抑制できた。

⇒地域の特性に応じ、全体を俯瞰した総合的かつタイムリーな感染症対応の重要性を再確認した。

(2) 市民及び家庭での対応

ア 家庭内感染抑制のため、啓発動画の配信を含め様々な取組を行った中でも、特にオミクロン株流行期の第6波・第7波・第8波での感染拡大の大きな要因の一つとなった。

⇒家庭内感染予防には限界があることを再認識した上で、より病原性が高い感染症を考慮した対策の継続検討が必要である。（外出自粛や自宅療養と相入れない点が多い。また、市の場合世帯当たりの人数が他市に比して多いという特性も考慮が必要である。）

一方で、病原性が低くなりつつある中での家庭内感染予防の取組有効性については、国としての検証が必要である。

(3) 事業所等の対応

ア 市内飲食店でのクラスターが複数件発生したが、さらなる感染拡大には至らなかった。

⇒初動対応段階での、飲食店業界団体との調整を踏まえた緊急的な周辺検査事業を行い感染範囲を特定し拡大予防につなげたことは有効であった。

イ 行政による飲食店認証制度や感染対策資器材の支援策により、事業所内の感染対策、利用者の感染対策が効果的に行われた。

⇒市内飲食店の認証制度の普及については、商工団体の協力を得て円滑に行われたことから、流行初期段階からの取組が有効であった。

ウ 令和2年のコロナ流行初期段階において、公共施設や地域団体の他に関係事業者に対する消毒液、マスク等の衛生用品を緊急配布、感染対策用備品の貸出し等の対応は、感染対策としての実質的効果の他、市内事業者に対する緊急の行政支援を形として表したことで安心感につながった。

(4) 学校・放課後児童クラブにおける対応

ア 学校でのクラスター発生はなかった。保護者や関係者からの様々な意見を考慮しつつも、衛生管理マニュアルやガイドラインに基づき児童生徒や職員が学校の特性や実情に応じて対応したことが有効であった。

イ 放課後児童クラブは、施設そのものが狭いところが多く、事業の特性上も密になり易い環境である。また、遊具なども共有するものも多く、子供同士の感染のリスクは高い状況であった。

⇒ビニールで仕切る等の感染対策は換気を損なうものであり、委託事業者の方針で一律に形式的な対策とならないような工夫が必要である。

ウ 放課後児童クラブは、学校が休業（学年閉鎖・学級閉鎖を含む。）となれば、利用ニーズが高まるため、より柔軟な運営体制の構築が求められる。

(5) 保育関連施設における対応

ア コロナ対応間の市内保育関連施設での休園又は学級閉鎖は135件発生したが、特に保育施設の特性上、多くの乳幼児や保育士が濃厚接触者に指定されることが多かった。

⇒施設が休業する場合の利用者へのサポートの方法について、雇用維持施策との関連での体制整備の検討が必要である。

⇒休業を努めて回避するために、保育士の不足が見込まれる場合の保育士や専門保育士をサポートする支援員・補助員の事前登録・派遣等について、県と連携したより効果的な仕組み構築が必要である。

⇒併せて、緊急時における期間限定等条件付きでの保育士の配置基準の緩和（支援員の配置を条件にする等）の検討も必要である。

(6) 社会福祉施設の対応

ア 市内高齢者施設でのクラスター発生は17件（令和3年6月から令和4年9月まで）であり、患者の施設内療養の事例や一般利用者の利用制限を行う施設もあった。

⇒施設内療養について、施設の特性・実情に応じた体制作りが引き続き求められる。また、クラスター発生事業所に替わる受入れ施設の調整や介護職員の不足が見込まれる場合の応援職員や専門職をサポートする支援員・補助員の事前登録・派遣等について、県と連携したより効果的な仕組み構築が必要である（登録制による介護サービス提供のネットでのマッチング等）。

(7) イベント・会合等の開催

ア 国・県の要請に基づき人数制限や感染対策を行いつつ、感染状況に応じた実施要領で開催した。また一定規模以上のイベントの場合は、安全確保計画を県に提出することや、基準に該当しないイベント開催時における感染対策公表等

の取組を行った。会議等の場合は、リモート方式での実施が多用された。また講演会やイベント等はオンライン併用の他、期間限定で動画配信したことで視聴機会の増大が見込まれたものもあった。

⇒一方で、参加者、関係者及び地域の理解を得ることが困難等の理由で行事中止に至ったケースについては、事業の必要性や事業目的・継続性に照らし、実施要領の工夫による開催の余地がなかったかについて、改めて振り返りが望まれる。

第5 緊急事態措置・まん延防止等重点措置への対応

(1) 国の基本的対処方針及び県の対応方針に基づき、市の特性・実情に応じて対応方針を具体化して、市民・地域団体・事業者等の対応を要請した。

医療・保健衛生体制ひっ迫を改善するための措置として一定の効果は得られたが、結果として、全国的に個人の健康保持、地域コミュニティ維持の他、最小限必要な社会経済活動維持のための活動も自粛ムードによって過剰な停滞を生む状況となった。このことが、実害以上の波及的・副次的被害をもたらすことにつながった可能性がある。

⇒国・県の方針を踏まえつつも、各市町の特性・実情に応じた柔軟な対応（緩・厳両方）ができるような選択肢の幅を持つことも必要。または、市町が独自の対策を講じるための国による財源支援の検討も必要である。

(2) 一律の行動制限や営業自粛、一斉休校・一斉休園の実質的效果の説明が為されていない。

⇒国によるデータに基づく検証が必要。特に流行初期段階でのコロナ感染の実体が不明な中での対応とはいえ、総理大臣の令和2年3月の緊急要請に基づく学校の一斉休校や保育関連施設の一斉休園が、その要請手続きを含めて適切であったのかについては、国としての検証を求めていくことが必要である。

(3) 令和2年4月の首都圏、関西、福岡県地域での感染拡大に伴う政府の初めての緊急事態宣言発令に伴い、県内の殆どの学校では臨時休業とし、その後の静岡県への緊急事態措置の適用や措置期間の延長に合わせて臨時休業期間を延長した。臨時休業期間は通算40日以上に及んだ。

⇒学校の臨時休業決定は極めて異例の措置であるが、3月の総理大臣要請による全国一斉臨時休業や初めての緊急事態宣言発令のインパクトが大きかったこと、全般状況が不明かつ個々の状況が日々変化する中であって、児童生徒や教職員の安全確保を最優先する観点から、県内のほぼ全ての自治体がベストよりベターの選択をしたと考えられる。

学校の臨時休業の影響は極めて大きいことから、県や全国レベルで臨時休業の条件や根拠について、認識を整理しておく必要がある。

第6 ワクチン接種

(1) ワクチン接種推進本部を設置するとともに、医師会の協力を得て、集団接種と

個別接種の組み合わせ、訪問接種による補完等の総合的な接種体制を構築し、副反応対応を含めて的確に運用できた。また、ワクチン確保の見通しが立ちにくい中での接種体制構築を強いられた場面もあったが、柔軟に対応できた。

その結果、平均接種率が県平均を上回り、人口に対する感染者の比率も県平均より低く抑制できたことは、今後の対応のモデルケースとして活用できる。

- (2) ワクチン接種の予約の仕組みについても、複数の窓口設置、LINE予約等の選択肢を努めて多くすることで、希望する人に漏れなくワクチン接種することができた。
- (3) 様々な事情により一定数のワクチン忌避者が存在するが、一般論として科学的根拠やデータに基づくワクチンの有効性について平時から広く啓発することが望ましい。
- (4) ワクチン確保が制約される中で、接種の優先順の決定において国の方針に基づく他、市独自で決定するケースも予期されることから、今後想定される大規模感染症の特性に応じて、若年者を優先とすることも選択肢として考えておく必要がある。

第7 医療・保健衛生体制の確保

(1) 市立総合医療センターの対応

ア オミクロン株の流行に伴い、小規模の病院内クラスターが複数回発生したが、必要な外来治療や入院治療を継続した。

⇒病原性や感染力の高い大規模感染症に備え、市内唯一の総合病院として、医療スタッフの確保・運用を含めた業務継続計画の継続見直しが求められる。

イ コロナ診療・検査業務増大に伴い、医療スタッフ全体の負担が増大した。

⇒患者数が急増した場合、専門医師が感染患者の治療に専念できる体制構築の検討が求められる。

⇒医療スタッフのメンタル面を含めたケア体制の充実についての検討

ウ ワクチン接種に関する情報提供について一時的な齟齬が生じた。

⇒コロナ対策本部との情報共有・認識統一についての取組強化が望まれる。

(2) 発熱等診療医療機関による対応

ア 今後想定される大規模感染症の特性に応じた、地域医療機関の対応能力の向上が望まれる（非常時の対応体制構築に必要な県・市による支援制度の準備）。

イ 上記に関連して、リモート診療や訪問診療ができる地域医療機関の確保が必要である。

(3) 検査体制強化の取組

ア 民間事業者の協力による検査体制について、制度的な枠組みの構築が求められる。

(4) 県の保健衛生体制確保への支援

ア 自宅療養者の健康観察や食料等支援に関するノウハウの定着が必要である。

イ 想定される大規模感染症対応における保健所業務の急増に備え、保健師資格

を有する人の事前登録による非常時の協力体制の構築が望ましい（現在、大規模震災における協力獲得のため事前登録制度を拡充する等）。

第8 市民生活・社会経済活動の安定確保

（1）市役所等の業務継続

市役所、出先機関及び市公共施設内でのクラスター発生はなかった。これは、施設内感染対策やサテライトオフィスや時差出勤等の様々な対策を継続して行ったこと、感染者・発生濃厚接触者発生時の職員の検査・勤務管理が的確に行われたことによるものである。

一方で、職員数減少に伴う大規模な職員配置の変更や業務の縮小が必要な事態に至らなかったことで、コロナ対応間での業務継続計画の本格的見直しに着手しないままでのその都度の対応となった。

⇒今後、大規模震災対応を焦点とした現行の業務継続計画を、大規模感染症対応を含めたものに見直す取組を進める必要がある。

（2）事業所の事業継続

ア 中小事業者が大半を占める島田市では、事業継続計画の普及・定着が必ずしも十分ではない。感染拡大による働き手不足、社会経済活動の停滞による需要不足が重なったことで、事業継続以上の事業存続が危ぶまれる状況が続いたが、市としてどこまでサポートできるのかの判断が難しい点がある。

⇒事業継続計画や事業継続強力化計画の策定を広く進捗・定着化させるための助言・支援制度の継続が必要。また、介護事業者、旅客事業者、衛生環境保全関連事業者等の市民生活に直結する事業者への経済支援の在り方・可能性については継続検討が必要である。

イ 民間診療所、高齢者施設や保育関連施設等の社会福祉施設等の医療・介護・保育等の社会活動に不可欠な事業者は、感染拡大による働き手の不足や一時的休業状況を克服し、行政や関係団体の支援を得て事業を継続した。

⇒大規模感染症対応における上記社会活動に不可欠な事業者への支援のあり方を整理し、衛生・介護用品の備蓄等、平素から準備できることへの対応が必要である（感染症対策に限らず自然災害対応でも有効）。

また、休業に伴う施設利用者の代替受入れや専門従事者・補助者の相互支援（事前登録と派遣の仲介）等の仕組み作りに関する取組が必要である。

（3）地域行事・地域活動の継続

ア 感染拡大に伴い、外出自粛や行事制限が常態化しつつあるなかで、自治会や地域団体・市民団体・同好会等は、感染対策を講じつつできる範囲の活動を継続した。

一方、命を守るために本来重視すべきであるが、人が密集し易い防災訓練や高齢者等の重症化リスクの高い人々が中心の見守り活動及び子供会活動は感染を心配する関係者や保護者等の同意も得にくいことから、やや低調とならざるを得なかった。

⇒重症化リスクの程度や参加住民の心理的影響をも考慮しつつ、一定の効果が得られるような防災訓練の方法や感染リスクを低減しての見守り（声かけ）活動について、より具体的な助言や支援が求められる。継続対応した地域の取組事例を共有することも必要（令和4年9月の感染拡大第7波ピーク時の台風15号災害では、コロナ禍の中で一部の住民避難や地域の応急復旧活動を積極的に行った。）

イ 地域における消防・防災活動の要である消防団の活動は、団長の一貫した方針のもと、コロナ禍においても、基本的に平年と同様の活動を継続したことは、地域の安全確保や地域住民の安心感の確保にも多大な寄与があった。

時代の趨勢として、消防団員確保が益々困難になるとみられるが、市民の総意をもって組織存続の方策を探求することが望まれる。

（4）地域経済の安定確保

ア 複数回に分けて行ったLINEクーポン事業は消費喚起の観点でタイムリーであり極めて効果的であった。また、市独自の経営支援策も一定の効果が得られた。

⇒対象業種の選定を含めて、単発的效果から持続的效果につながるようなさらなる創意工夫が望まれる。

イ 中小事業者が大半を占める市においては、社会経済活動の停滞に伴う消費の落ち込みによる事業継続・事業存続へのダメージが大きかったと推測される。

また、行動制限、外出自粛、営業時短要請等に伴い、一部の飲食店や小規模建設事業者等の廃業事例も見受けられた。

⇒国や県の資金面での支援策（従来制度の拡大、コロナ対策特有の支援制度）の活用を促すとともに、地方創生臨時交付金等を活用した市独自の支援策・消費喚起策を打ち出した。

今後に備えて、その支援対象・支援のタイミング・支援の規模について、あらかじめ支援メニューの選択肢を準備することで、対応が容易になると考えられる。また、同業事業者間での不公平感が努めて生じないような工夫が必要である。

ウ 市内商工団体との連携による、国・県・市の補助金、交付金、支援金等の給付申請サポート事業を行ったが、予算確保の手続き上、申請者ニーズに適合しない面も見受けられた。

⇒緊急事態対応のための予算確保・執行の工夫、対応ケースに応じた事業者団体との連携要領の工夫が必要である。

（5）波及的・副次的被害への対応

ア コロナ禍の期間に、生活困窮等に関する相談件数が急激に増加したり、生活保護の申請件数が急激に増加したという状況ではなかった。

⇒社会経済活動の停滞が長期化する場合の影響について、表に出てこない部分の把握要領について、今後に備えた検討が必要。一例として、自然災害後の被災者の生活状況や健康状況の把握の取組がある。

イ 波及的・副次的被害について、社会福祉協議会や見守り団体等と連携しつつ今後継続把握の取組が必要な項目

- ① 個人の健康保持上の問題（感染症全般、身体的・精神的健康被害）
 - a 外出控えにより、日光に当たらないことや通常のコロナウイルスやその他の感染症ウイルスへの暴露機会が減ることによる、すでに獲得している免疫力の衰退、新型コロナウイルスに対する交差免疫効果の低減
 - b 過度の消毒行為によるウイルスや細菌への耐性の低下
 - c 多世代にわたる難聴・近視症状の受診者増大（テレワーク・オンライン授業等による長時間のスマホ・PC画面注視、ステイホーム時間増大に伴う、在宅でのゲーム、動画・音楽視聴機会の増大）
 - d 高齢者の在宅での不慮の事故死傷の増大（在宅時間増大に伴う筋力や運動能力の低下＝フレイルの加速）及び認知症リスクの増大
 - e 感染を恐れての受診控え、定期健診控えが持病・生活習慣病の悪化を招き、がん等の早期発見を困難にする懸念
 - f 保育関連施設等でのマスク姿の保育士だけを見ており、従来行われていた濃密なスキンシップが薄れた子供達の感受性や認知能力発達への影響
 - g 児童生徒の体力や視力、社会適応能力養成への影響
- ② 経済停滞に伴う失業者数、若い世代の自殺者数、うつ等の精神疾患患者数への影響
- ③ 巣ごもりによるドメスティックバイオレンス等の家庭内トラブルの増加
- ④ コロナ警戒・コロナに伴う出産環境悪化、経済的困窮に伴う出産数の減少による人口減少加速化への影響
- ⑤ 感染を恐れての受診控え、定期健診控えが、小規模病院や開業医の経営状況を悪化させ、地方の地域医療体制そのものを崩壊させるリスク
- ⑥ 飲食業、観光・宿泊業の経営困窮と関連する生産・流通関連事業者の困窮
- ⑦ 貸付金の返済を迫られる中小事業所の倒産・廃業加速による地方経済の破綻リスク増大
- ⑧ デジタル格差が教育格差につながる懸念。ヤングケアラーの増加への懸念

ウ 誹謗・中傷に関する事案は若干確認されたが、これに関する市への相談件数は極めて少なかった。

⇒市長動画メッセージによる繰り返しの呼びかけやシトラスリボンの普及啓発等の取組が一定の効果があったとみられ、今後の対応にも活用できる。

差別・偏見や誹謗・中傷を防止する最善策は、根拠に基づく正しい情報をタイムリーかつ継続して発信すること、誤った情報が広く流布している場合は公的機関として即座にそれを否定し正しい情報を発信することである。特に、見えない脅威を相手にする場合は、常に留意べき事項であり関係者は強く認識しておく必要がある。

第9 コロナ禍での災害対応

(1) 総合検証結果及び各課等での検証結果の大規模感染症対応体制整備への反映が求められる。

ア 新型インフルエンザ等対策行動計画、新型コロナウイルス感染症対応マニュアル等の現行の関係対応計画等への反映が必要である。

イ 修正した計画に基づく物的・人的基盤の整備及び対応ノウハウへの習熟・人材育成が求められる。

(2) 避難所運営体制の整備

ア 民間の宿泊療養施設の確保について具体化が必要。また、より病原性の高い感染症の流行に備え、専用避難施設の確保や収容手順について県と連携した検討が必要である。

イ 今回整備したテントや簡易ベッドの設置及び健康チェック・発熱等の場合の対応手順等を含めた避難所の開設・運営要領の普及・定着が必要である。

第10 ポストコロナ時代の新たな社会経済体制への適応

ア 3年余りのコロナ対応を契機として着手した地方へのシフトを促す取組、DXの推進及び創業支援等の取組を継続・拡充・定着させ、持続性のあるものとしていくことが求められる。

イ 地方創生臨時交付金事業として、学校の臨時休業及び発熱や濃厚接触者の場合の自宅療養の場合のオンライン授業実現のため、ギガスクール構想実現の取組の一環として、小中学校での一人一端末の整備を進捗させた。今後の更新時の財政支援の手当ては不透明である。

⇒国策としてのギガスクール構想であり、国の財政支援を強く求めていく必要がある。

第5章 国・県への提言（次の大規模感染症に備えて）

第1 国への提言

(1) 新型コロナウイルス特性の変化に応ずる柔軟な対策

政府専門家会議のメンバーに、感染症対策の専門家だけではなく、危機管理専門家を含めることで大所高所からの議論が深まる。

(2) 国家緊急事態における医療提供体制強化のための抜本的体制整備

ア 医療提供体制の整備を自治体が行うだけではなく、国として医療資源を集約し患者を隔離・治療できる体制作りが必要である。

イ 同時に、平時の地域医療重視の医療体制から国家緊急時の集中的医療体制へのエキスパンドの仕組み作りについて検討が必要

ウ 発熱等診療医療機関以外で、緊急にコロナ診療に対応した医療機関への経済的支援の枠組み構築（対応実績に応じた協力金の支給）が必要

(3) 国家緊急事態における衛生用品、医療器具等の緊急調達や増産体制の整備

マスク、消毒液の他、感染症対策に不可欠な医療器具を緊急増産できる基盤作りが必要

(4) 新興感染症に対するワクチン研究開発体制の強化

政府系の研究機関及び民間製薬会社での長期的視点でのワクチンの研究開発

(5) 地方自治体のコロナ対応に係る財政支援

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の運用について、一括交付金等、地域の特性・実情に応じより柔軟な活用ができる仕組み作り

(6) 超高齢社会の進展に対応した社会福祉施設（特に、高齢者介護施設、障害者施設）の事業継続基盤の強化

繰り返される施設内感染等により休業を余儀なくされた施設では経営状況が急激に悪化するケースもあり事業継続はもとより施設経営そのものが継続できなくなる可能性がある。事業継続計画の実効性向上など、事業者の自助努力以外に施設内感染発生の場合でも事業を継続できる基盤づくりのスキームの検討が必要

(7) 国としての大規模感染症対応体制の強化

新型インフルエンザやSARS・MERSコロナ対応等の過去の病原性の高い感染症対応の教訓を柔軟に取り込んだ形での大規模感染症対応体制の強化が必要

検査体制整備や医療提供体制を含み、過去の大規模感染症対応の教訓が十分に活かされなかった背景を明らかにし、国が創設した新たな機関（国立健康危機管理研究機構（仮称）、内閣感染症危機管理統括庁、厚労省感染症対策部）では、過去及び今回の新型コロナ対応の教訓を活かす具体的な取組が求められる。

(8) 基本的な感染対策や公衆衛生思想についての平時からの幅広い啓発活動強化

我が国の公衆衛生観念の高さがコロナ感染を抑制した面がある一方で、大規模感染症が発生した時に強調しても広く国民に理解され難い面もある。季節性インフルエンザの予防等を通じて、手洗い・うがい・咳エチケットとしてのマスク着用、換気等について、自らの健康と周囲の人々の健康を守る意味での平時から基本的な感染対策を広く国民に呼びかける取組が求められる（学校教育を含む）。

(9) コロナ対応策全般についての検証と公表

ア 行動制限の実質的効果、飲食店の営業規制の妥当性、感染者特定の手段としてのPCR検査の適切性、ワクチン接種の副反応等について、様々な見解や議論があることから、政府としてこれらコロナ対応策全般についての客観的な検証と検証結果の公表が求められる。

イ 新型コロナウイルスが未知の存在でありかつ頻繁に変異を繰り返す等の特性があり、目に見える形での迅速かつ機動的な対応が求められる状況にあったことから、詳細な制度設計や地方自治体への情報提供が不十分なまま国の施策が発表されることが多かった。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業は過度の自治体間競争を煽る面も見受けられた。結果として事業実施主体の市町レベルでの対応が混乱をきたすこともあった。タイミングを重視する場合においても、現場の実情を考慮した対応が望まれる。

第2 県への提言

(1) コロナ病床確保のためのコロナ患者受入れ医療としての後方支援医療機関との連携に関すること

ア 現状

中等症以上の患者を受け入れている地域の基幹病院や重点医療機関で入院加療を受けて、回復後に引き続き入院加療が必要な患者を受け入れる後方支援医療機関や高齢者施設での円滑な患者受入れができていない。

イ 改善提言

コロナ患者の入院治療可能な総合病院が限定されている自治体においては、回復患者の後方支援医療機関等への転院による重点医療機関等の病床確保が極めて重要であり、県として制度的支援のみならず入院調整等の仕組みの実効化について検討が望まれる。

(2) 社会福祉施設での集団感染発生時等の従事スタッフ確保に関すること

ア 現状

高齢者介護施設、保育関連施設等での集団感染発生時の対応において、専門の従事スタッフが不足した場合、事業者独自（単独施設内、事業者グループ内）に、又は同業事業者間での相互支援により対応してきた。施設の一時休業等の場合は、必要に応じ市が通所利用者の代替利用先の案内等により利用ニーズに対応してきた。

今後の大規模感染症において状況がさらに悪化した場合、スタッフへの肉体的・精神的負担が大きく、施設の存続にも影響を及ぼす可能性がある。また利用者ニーズに答えられなく可能性もある。

イ 改善提言

広域で専門職の介護・保育従事スタッフを相互支援・緊急支援する枠組みや専門職介護スタッフを支援する補助員（資器材運搬、清掃等の軽易な作業に従事）の支援の枠組み構築が必要

(3) 感染者に関する県と市町との情報共有に関すること

ア 現状

感染者（陽性者）の居住地に関する情報、重症者、死亡者に関する情報が共有されない。

イ 改善提言

健康観察等について市が県の取組を効果的に支援するため、また市の感染拡大の影響を的確に把握するために、感染拡大の状況に応じて必要な情報共有が必要。特に、病原性が極めて強い感染症流行時の疑似症患者に関する情報については確実な情報共有が必要

(4) 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置対応方針策定プロセスに関すること

ア 現状

県の対応方針が公表されるのは金曜日知事会見の直前（措置の開始が休み明けの月曜日）であり、現場対応する市の対応方針策定の時間的余裕が得られな

い。

イ 改善提言

県の検討段階から市町への情報提供が必要。特に、国・県が主導する大規模感染症対応、原子力災害対応、国民保護措置については、準備時間が制約されるからこそ、県と市町の先行的な情報共有が必要

(5) データ整理・活用に関すること

ア 現状

県、各保健所管内、市町ごとの感染に関する統計データ、県の実施方針、対応方針等についてデータベース化されていない。

イ 改善提言

市町として、主要結節での関連するデータ分析と資料作成、市民への情報提供、コロナ対応に係る中間段階での検証等のために、随時必要なデータを把握するために、一連の感染対策の当初からコロナ対策に係る一連のデータの集約・整理、データベース化が必要

おわりに ～総合検証レポートの有効活用について～

総合検証レポート作成の目的は、今後想定される大規模感染症への的確に対応するためである。

地球温暖化やグローバル化に伴い、パンデミックと呼ばれる地球規模の感染症の爆発的な流行のリスクが高まっている。かつて猛威を振るった新型インフルエンザ及びSARSやMERSといった病原性の強いコロナウイルス感染症等（再興感染症）が再び発生する可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症のように、全く未知のウイルスによる感染症（新興感染症）も考えられる。

3年余りにわたる新型コロナウイルス感染症への対応を通じて得られた教訓が確実に活かされ、整理した課題の解決への道筋を見出すきっかけとして、また、関係者相互及び行政と市民・事業者等とのリスクコミュニケーションの材料の一つとして本総合検証レポートが活用されることを期待したい。

新型コロナウイルス感染症対応の検証は、国・県・民間機関や他自治体でも様々な形で行われており、これらも参考にすることで本検証レポートの活用幅と深みが増すものと考えられる。

なお、今後30年以内の発生確率が60%～70%とされる南海トラフ地震の備えとして「南海トラフ地震臨時情報への対応」に関する取組がある。これは、まさにコロナ対応の経験と教訓が活かされるケースである。

「南海トラフ臨時情報」の発表に伴い、短くて2週間、長ければ数週間にわたり巨大地震への嚴重警戒を行いつつ、日常生活や社会経済活動を行うことになる。したがって、危機への直接対応と日常生活・社会経済活動のバランスをどこに置くかの判断が求められ、市民や事業者にも科学的根拠に基づく冷静な対応が求められるからである。

《編集後記》

市として、3年余りにわたるコロナ対応の総合的な検証の必要性を認め、準備に着手したのが、令和5年2月初め頃である。コロナ感染拡大第8波の収束が見通しが立ち始め、令和5年5月8日をもって、感染症法上の新型コロナウイルス感染症の取扱いが、季節性インフルエンザと同じ「5類」になる方針が示されたことがきっかけであった。

検証レポートの出来上がりイメージ、レポート作成のコンセプト、全般業務予定について認識を共有し、4月から総合検証作業ワーキンググループ（WG）を立ち上げて本格的な検証作業を開始した。

通算5回のWGでの協議（内1回は都合によりメールでの意見提出）、6月下旬での中間報告のとりまとめを経て、8月22日に最終報告を行った。

この間、庁内の1次・2次調査とヒアリング、幹部職アンケート、自治会アンケート、市民意識調査を行った。またコロナ対応に関わった7団体、16施設、8個人に対する聞き取り調査を行った（医師会、薬剤師会、商工団体、子育て支援団体、高齢者活動団体、保育関連施設、高齢者介護施設、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、学校関係者、放課後児童クラブ、民生委員、外国人、市立総合医療センター、看護専門学校等）。現場でご苦労された経験をふまえた貴重なご意見を多数頂いた。

さらに感染症専門家である浜松医療センター感染症管理特別顧問の矢野邦夫先生からも貴重なご助言・ご意見を頂いた。

ご協力頂いた皆様にこの場を借りて深謝申し上げます次第である。

なお、本検証レポート記述内容について、賛否両論の意見や異なる視点からの意見が多くあると思われるが、より多くの市民や関係者の間での感染症対応への関心や議論が高まるきっかけになるとすれば、むしろ幸いである。

令和5年8月22日 島田市新型コロナウイルス感染症対応総合検証作業WG